

会津若松市国民保護計画 新旧対照表

会 津 若 松 市

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1	1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) 市の責務 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（<u>平成16年法律第112号</u>。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、会津若松市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) 市の責務 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、会津若松市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	法律番号を追記
第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7	4 関係機関の連絡先 <u>指定地方行政機関等の連絡先については、資料編に記載する。</u>	4 関係機関の連絡先 (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）市国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおりに (2) 県関係機関（県警察含む）資料編のとおりに (3) 関係市町村機関（消防機関含む）資料編のとおりに (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関 資料編のとおりに (5) その他関係機関 資料編のとおりに	文言整理によるもの
第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	8	1 地理的条件 (1) 位置及び面積 本市は、福島県の西部会津盆地の東南にあり、東京から約300km、県庁所在地である福島市から約100kmの距離にある。 本市は東西に短く、南北に長い市域を有し、面積は383.03㎢であり、そのうち山林面積が約45%占める。	1 地理的条件 (1) 位置及び面積 本市は、福島県の西部会津盆地の東南にあり、東京から約300km、県庁所在地である福島市から約100kmの距離にある。 本市は東西に短く、南北に長い市域を有し、面積は383.03㎢であり、そのうち山林面積が約54%占める。	時点修正

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																																																																																																																											
第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	8	(3) 気 象 本市の気候は内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり、好天が少なく降雪量が多く、12月から雪に覆われた生活が始まる。夏期は、太平洋側に近い気候を示すが、春秋には、これに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が大きいのが特徴である。	(3) 気 象 本市の気候は内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり、好天が少なく降雪量が多く、12月から雪に覆われた生活が始まる。夏期は、太平洋側に近い気候を示すが、春秋には、これに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が大きいのが特徴である。	時点修正																																																																																																																																											
	9	平年値で見ると、夏期8月の最高気温の平均は <u>30.8</u> ℃、冬期の1月の最低気温の平均は <u>-3.4</u> ℃で、12月から3月までは最低気温が氷点下となる日が多く、積雪の深さの年最大値は <u>59</u> cmであり、積雪のあった日数は <u>91.3</u> 日に及ぶ。また、年間の降水量は <u>1,253.0</u> mmで全国平均の <u>1,851.96</u> mmと比較すると少ないほうである。 2 社会的条件 (1) 人 口 ア 人口 本市の人口は、 <u>111,216</u> 人（ <u>令和6年10月時点</u> 。以下同じ。）である。 表1-1 人口・世帯の移り変わり（各年10月1日 <u>時点</u> ） <table><tr><th>年次</th><th>人 口</th><th>世 帯 数</th></tr><tr><td>明治32</td><td>30,488</td><td>5,379</td></tr><tr><td>大正元</td><td>39,575</td><td>5,931</td></tr><tr><td>9</td><td>45,492</td><td>69,77</td></tr><tr><td>14</td><td>45,402</td><td>7,801</td></tr><tr><td>昭和5</td><td>43,996</td><td>7,957</td></tr><tr><td>10</td><td>46,083</td><td>8,515</td></tr><tr><td>15</td><td>49,824</td><td>9,313</td></tr><tr><td>20</td><td>56,217</td><td>11,405</td></tr><tr><td>25</td><td>600,34</td><td>12,589</td></tr><tr><td>30</td><td>97,885</td><td>18,943</td></tr><tr><td>35</td><td>99,546</td><td>21,273</td></tr><tr><td>40</td><td>102,239</td><td>24,623</td></tr><tr><td>45</td><td>104,065</td><td>27,744</td></tr><tr><td>50</td><td>108,650</td><td>31,402</td></tr><tr><td>55</td><td>114,528</td><td>35,931</td></tr><tr><td>60</td><td>118,140</td><td>38,078</td></tr><tr><td>平成2</td><td>119,080</td><td>39,661</td></tr><tr><td>7</td><td>119,640</td><td>41,995</td></tr><tr><td>12</td><td>118,118</td><td>43,347</td></tr><tr><td>17</td><td>122,261</td><td>45,420</td></tr><tr><td><u>22</u></td><td><u>126,220</u></td><td><u>47,891</u></td></tr><tr><td><u>27</u></td><td><u>124,062</u></td><td><u>49,431</u></td></tr><tr><td><u>令和2</u></td><td><u>117,376</u></td><td><u>49,022</u></td></tr><tr><td><u>6</u></td><td><u>111,216</u></td><td><u>49,329</u></td></tr></table>	年次		人 口	世 帯 数	明治32	30,488	5,379	大正元	39,575	5,931	9	45,492	69,77	14	45,402	7,801	昭和5	43,996	7,957	10	46,083	8,515	15	49,824	9,313	20	56,217	11,405	25	600,34	12,589	30	97,885	18,943	35	99,546	21,273	40	102,239	24,623	45	104,065	27,744	50	108,650	31,402	55	114,528	35,931	60	118,140	38,078	平成2	119,080	39,661	7	119,640	41,995	12	118,118	43,347	17	122,261	45,420	<u>22</u>	<u>126,220</u>	<u>47,891</u>	<u>27</u>	<u>124,062</u>	<u>49,431</u>	<u>令和2</u>	<u>117,376</u>	<u>49,022</u>	<u>6</u>	<u>111,216</u>	<u>49,329</u>	平年値で見ると、夏期8月の最高気温の平均は <u>30.4</u> ℃、冬期の1月の最低気温の平均は <u>-3.8</u> ℃で、12月から3月までは最低気温が氷点下となる日が多く、積雪の深さの年最大値は <u>58</u> cmであり、積雪のあった日数は <u>83.5</u> 日に及ぶ。また、年間の降水量は <u>1,133.8</u> mmで全国平均の <u>1,700.00</u> mmと比較すると少ないほうである。 2 社会的条件 (1) 人 口 ア 人口 本市の人口は、 <u>130,349</u> 人（ <u>平成18年10月現在</u> 。以下同じ。）である。 表1-1 人口・世帯の移り変わり（各年10月1日 <u>現在</u> ） <table><tr><th>年次</th><th>人 口</th><th>世 帯 数</th></tr><tr><td>明治32</td><td>30,488</td><td>5,379</td></tr><tr><td>大正元</td><td>39,575</td><td>5,931</td></tr><tr><td>9</td><td>45,492</td><td>69,77</td></tr><tr><td>14</td><td>45,402</td><td>7,801</td></tr><tr><td>昭和5</td><td>43,996</td><td>7,957</td></tr><tr><td>10</td><td>46,083</td><td>8,515</td></tr><tr><td>15</td><td>49,824</td><td>9,313</td></tr><tr><td>20</td><td>56,217</td><td>11,405</td></tr><tr><td>25</td><td>600,34</td><td>12,589</td></tr><tr><td>30</td><td>97,885</td><td>18,943</td></tr><tr><td>35</td><td>99,546</td><td>21,273</td></tr><tr><td>40</td><td>102,239</td><td>24,623</td></tr><tr><td>45</td><td>104,065</td><td>27,744</td></tr><tr><td>50</td><td>108,650</td><td>31,402</td></tr><tr><td>55</td><td>114,528</td><td>35,931</td></tr><tr><td>60</td><td>118,140</td><td>38,078</td></tr><tr><td>平成2</td><td>119,080</td><td>39,661</td></tr><tr><td>7</td><td>119,640</td><td>41,995</td></tr><tr><td>12</td><td>118,118</td><td>43,347</td></tr><tr><td>17</td><td>122,261</td><td>45,420</td></tr><tr><td><u>18</u></td><td><u>130,349</u></td><td><u>48,064</u></td></tr></table>	年次	人 口	世 帯 数	明治32	30,488	5,379	大正元	39,575	5,931	9	45,492	69,77	14	45,402	7,801	昭和5	43,996	7,957	10	46,083	8,515	15	49,824	9,313	20	56,217	11,405	25	600,34	12,589	30	97,885	18,943	35	99,546	21,273	40	102,239	24,623	45	104,065	27,744	50	108,650	31,402	55	114,528	35,931	60	118,140	38,078	平成2	119,080	39,661	7	119,640	41,995	12	118,118	43,347	17	122,261	45,420	<u>18</u>
年次	人 口	世 帯 数																																																																																																																																													
明治32	30,488	5,379																																																																																																																																													
大正元	39,575	5,931																																																																																																																																													
9	45,492	69,77																																																																																																																																													
14	45,402	7,801																																																																																																																																													
昭和5	43,996	7,957																																																																																																																																													
10	46,083	8,515																																																																																																																																													
15	49,824	9,313																																																																																																																																													
20	56,217	11,405																																																																																																																																													
25	600,34	12,589																																																																																																																																													
30	97,885	18,943																																																																																																																																													
35	99,546	21,273																																																																																																																																													
40	102,239	24,623																																																																																																																																													
45	104,065	27,744																																																																																																																																													
50	108,650	31,402																																																																																																																																													
55	114,528	35,931																																																																																																																																													
60	118,140	38,078																																																																																																																																													
平成2	119,080	39,661																																																																																																																																													
7	119,640	41,995																																																																																																																																													
12	118,118	43,347																																																																																																																																													
17	122,261	45,420																																																																																																																																													
<u>22</u>	<u>126,220</u>	<u>47,891</u>																																																																																																																																													
<u>27</u>	<u>124,062</u>	<u>49,431</u>																																																																																																																																													
<u>令和2</u>	<u>117,376</u>	<u>49,022</u>																																																																																																																																													
<u>6</u>	<u>111,216</u>	<u>49,329</u>																																																																																																																																													
年次	人 口	世 帯 数																																																																																																																																													
明治32	30,488	5,379																																																																																																																																													
大正元	39,575	5,931																																																																																																																																													
9	45,492	69,77																																																																																																																																													
14	45,402	7,801																																																																																																																																													
昭和5	43,996	7,957																																																																																																																																													
10	46,083	8,515																																																																																																																																													
15	49,824	9,313																																																																																																																																													
20	56,217	11,405																																																																																																																																													
25	600,34	12,589																																																																																																																																													
30	97,885	18,943																																																																																																																																													
35	99,546	21,273																																																																																																																																													
40	102,239	24,623																																																																																																																																													
45	104,065	27,744																																																																																																																																													
50	108,650	31,402																																																																																																																																													
55	114,528	35,931																																																																																																																																													
60	118,140	38,078																																																																																																																																													
平成2	119,080	39,661																																																																																																																																													
7	119,640	41,995																																																																																																																																													
12	118,118	43,347																																																																																																																																													
17	122,261	45,420																																																																																																																																													
<u>18</u>	<u>130,349</u>	<u>48,064</u>																																																																																																																																													

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																																																																																
第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	9～10	イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口 本市における令和2年10月の高齢化（65歳以上）率は、31.5%と県平均の31.7%を0.2ポイント下回っている。 また、本市における、令和2年10月の外国人登録者数は738人である。 (2) 交通 (略) 表1-2 本市と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線 <table><tr><th>区分</th><th>路線等名</th><th>隣接する市町村名</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">道路</td><td>国道49号</td><td>猪苗代町、会津坂下町</td><td>第1次確保路線</td></tr><tr><td>国道118号</td><td>下郷町</td><td>第2次確保路線</td></tr><tr><td>国道121号</td><td>喜多方市（湯川村）</td><td>第1次確保路線</td></tr><tr><td>(会津縦貫北)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国道294号</td><td>郡山市</td><td>第2次確保路線</td></tr><tr><td rowspan="3">磐越自動車道</td><td>磐梯町、会津美里町</td><td>第2次確保路線</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">磐越西線</td><td>郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）</td><td>JR東日本</td></tr><tr><td>只見線</td><td>会津美里町</td><td>JR東日本</td></tr><tr><td>会津線</td><td>下郷町</td><td>会津鉄道株式会社</td></tr></table> 注1.「福島県地域防災計画」（福島県生活環境部）等による。 2.備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。 (3) 自衛隊施設等 (略) 表1-3 県内の自衛隊施設 <table><tr><th>区分</th><th>駐屯地名</th><th>部隊名</th><th>所在市町村名</th></tr><tr><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>福島駐屯地</td><td>・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群</td><td>福島市</td></tr><tr><td>郡山駐屯地</td><td>・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊</td><td>郡山市</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>大湊根山分屯基地</td><td>・中部航空方面隊 第27警戒群</td><td>双葉郡川内村他</td></tr></table>	区分	路線等名	隣接する市町村名	備考	道路	国道49号	猪苗代町、会津坂下町	第1次確保路線	国道118号	下郷町	第2次確保路線	国道121号	喜多方市（湯川村）	第1次確保路線	(会津縦貫北)			国道294号	郡山市	第2次確保路線	磐越自動車道	磐梯町、会津美里町	第2次確保路線		磐越西線	郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）	JR東日本	只見線	会津美里町	JR東日本	会津線	下郷町	会津鉄道株式会社	区分	駐屯地名	部隊名	所在市町村名	陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市	航空自衛隊	大湊根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村他	イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口 本市における平成17年10月の高齢化（65歳以上）率は、23.0%と県平均の22.2%を0.8ポイント上回っている。 また、本市における、平成17年10月の外国人登録者数は682人である。 (2) 交通 (略) 表1-2 本市と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線 <table><tr><th>区分</th><th>路線等名</th><th>隣接する市町村名</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">道路</td><td>国道49号</td><td>猪苗代町、会津坂下町</td><td>第1次確保路線</td></tr><tr><td>国道118号</td><td>下郷町</td><td>第2次確保路線</td></tr><tr><td>国道121号</td><td>喜多方市（湯川村）</td><td>第1次確保路線</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国道294号</td><td>郡山市</td><td>第2次確保路線</td></tr><tr><td rowspan="3">磐越自動車道</td><td>磐梯町、会津美里町</td><td>第2次確保路線</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">磐越西線</td><td>郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）</td><td>JR東日本</td></tr><tr><td>只見線</td><td>会津美里町</td><td>JR東日本</td></tr><tr><td>会津線</td><td>下郷町</td><td>会津鉄道株式会社</td></tr></table> 注1.「福島県地域防災計画」（福島県生活環境部）等による。 2.備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。 (3) 自衛隊施設等 (略) 表1-3 県内の自衛隊施設 <table><tr><th>区分</th><th>駐屯地名</th><th>部隊名</th><th>所在市町村名</th></tr><tr><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>福島駐屯地</td><td>・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群</td><td>福島市</td></tr><tr><td>郡山駐屯地</td><td>・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊</td><td>郡山市</td></tr><tr><td colspan="4">(新設)</td></tr></table>	区分	路線等名	隣接する市町村名	備考	道路	国道49号	猪苗代町、会津坂下町	第1次確保路線	国道118号	下郷町	第2次確保路線	国道121号	喜多方市（湯川村）	第1次確保路線	(新設)			国道294号	郡山市	第2次確保路線	磐越自動車道	磐梯町、会津美里町	第2次確保路線		磐越西線	郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）	JR東日本	只見線	会津美里町	JR東日本	会津線	下郷町	会津鉄道株式会社	区分	駐屯地名	部隊名	所在市町村名	陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市	(新設)				時点修正
	区分	路線等名	隣接する市町村名	備考																																																																																																
	道路	国道49号	猪苗代町、会津坂下町	第1次確保路線																																																																																																
		国道118号	下郷町	第2次確保路線																																																																																																
		国道121号	喜多方市（湯川村）	第1次確保路線																																																																																																
		(会津縦貫北)																																																																																																		
		国道294号	郡山市	第2次確保路線																																																																																																
	磐越自動車道	磐梯町、会津美里町	第2次確保路線																																																																																																	
		磐越西線	郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）	JR東日本																																																																																																
			只見線	会津美里町	JR東日本																																																																																															
会津線	下郷町		会津鉄道株式会社																																																																																																	
区分	駐屯地名	部隊名	所在市町村名																																																																																																	
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市																																																																																																	
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市																																																																																																	
航空自衛隊	大湊根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村他																																																																																																	
区分	路線等名	隣接する市町村名	備考																																																																																																	
道路	国道49号	猪苗代町、会津坂下町	第1次確保路線																																																																																																	
	国道118号	下郷町	第2次確保路線																																																																																																	
	国道121号	喜多方市（湯川村）	第1次確保路線																																																																																																	
	(新設)																																																																																																			
	国道294号	郡山市	第2次確保路線																																																																																																	
磐越自動車道	磐梯町、会津美里町	第2次確保路線																																																																																																		
	磐越西線	郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）	JR東日本																																																																																																	
		只見線	会津美里町	JR東日本																																																																																																
会津線		下郷町	会津鉄道株式会社																																																																																																	
区分	駐屯地名	部隊名	所在市町村名																																																																																																	
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市																																																																																																	
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市																																																																																																	
(新設)																																																																																																				
第1編 総論 第5章 市国民保護計画が対象とする事態	14～15	1 武力攻撃事態等の類型 (略) (2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等 (略) 表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等 <table><tr><th>区分</th><th>NBC兵器が使用された場合の対応等</th></tr><tr><td>核兵器等</td><td>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、</td></tr></table>	区分	NBC兵器が使用された場合の対応等	核兵器等	○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、	1 武力攻撃事態等の類型 (略) (2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等 (略) 表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等 <table><tr><th>区分</th><th>NBC兵器が使用された場合の対応等</th></tr><tr><td>核兵器等</td><td>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、</td></tr></table>	区分	NBC兵器が使用された場合の対応等	核兵器等	○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、	国民の保護に関する基本方針（以下「国指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）																																																																																								
区分	NBC兵器が使用された場合の対応等																																																																																																			
核兵器等	○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、																																																																																																			
区分	NBC兵器が使用された場合の対応等																																																																																																			
核兵器等	○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、																																																																																																			

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																
		爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ <u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染そのほか放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u> <table><tr><td>生物兵器</td><td>（略）</td></tr><tr><td>化学兵器</td><td>（略）</td></tr></table>	生物兵器	（略）	化学兵器	（略）	爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 <u>（新設）</u> <table><tr><td>生物兵器</td><td>（略）</td></tr><tr><td>化学兵器</td><td>（略）</td></tr></table>	生物兵器	（略）	化学兵器	（略）	う。）の変更に伴う反映								
生物兵器	（略）																			
化学兵器	（略）																			
生物兵器	（略）																			
化学兵器	（略）																			
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	17	第1 市における組織体制の整備（略） 1 市の各部各課における平素の業務【各課、各市民センター等】 (1) 市（市長部局及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。 表2-1 各部各課における平素の業務 <table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">企画政策部</td><td>企画調整課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 <u>4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における生活交通関係の被害の調査に関すること。</u> 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>情報戦略課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 <u>4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における生活交通関係の被害の調査に関すること。</u> 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	情報戦略課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	第1 市における組織体制の整備（略） 1 市の各部各課における平素の業務【各課、各市民センター等】 (1) 市（市長部局及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。 なお、出先機関の平素の業務については、資料編に定める。 表2-1 各部各課における平素の業務 <table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">企画政策部</td><td>企画調整課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>情報政策課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	情報政策課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
部名	課名	事務分掌																		
企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 <u>4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における生活交通関係の被害の調査に関すること。</u> 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
	情報戦略課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
部名	課名	事務分掌																		
企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
	情報政策課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案			現行			修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	17～18	企画政策部	シティプロモーション課	<u>1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。</u> <u>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における写真の撮影、収集、記録等に関すること。</u> <u>3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。</u> <u>4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるプレスルームの運営及び報道事業者への情報提供に関すること。</u> <u>5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広聴及び苦情、陳情、相談等の調整に関すること。</u> <u>6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	企画政策部	地域振興課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
		企画政策部	秘書課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	総務部	秘書広聴課	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるプレスルームの運営及び報道事業者への情報提供に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広聴及び苦情、陳情、相談等の調整に関すること。 <u>6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	
		企画政策部	支所	<u>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。</u> <u>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の初動対応に関すること。</u> <u>3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被災情報の収集に関すること。</u> <u>4 消防団との連絡調整に関すること。</u> <u>5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	企画政策部	支所	1 本庁との連絡調整に関すること。 2 特殊標章の交付に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		企画政策部	支所	<u>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被災情報の収集に関すること。</u> <u>2 消防団との連絡調整に関すること。</u> <u>5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	企画政策部	まちづくり推進課	<u>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。</u> <u>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	
		財務部	財政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置等の緊急予算措置に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	財務部	財政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置等の緊急予算措置に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			税務課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災住宅の調査に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		税務課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災住宅の調査に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			納税課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		納税課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			公共施設管理課	<u>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。</u> <u>2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</u>	(新設)			

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	19	総務部	総務課 1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における他市町村等への協力の求めについての連絡調整に関すること。 5 損失補償に係る事務に関すること。 6 応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者及び緊急物資等の輸送対策に関すること。 8 自動車（本庁所属）の配車に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信機器等の確保に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における庁舎及びこれらの付属施設等の被害調査及び安全確保に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者情報及び安否情報の個人情報の取扱に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	総務部	総務課 1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における他市町村等への応援の求めについての連絡調整に関すること。 5 損失補償に係る事務に関すること。 6 応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者及び緊急物資等の輸送対策に関すること。 8 自動車（本庁所属）の配車に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信機器等の確保に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における庁舎及びこれらの付属施設等の被害調査及び安全確保に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者情報及び安否情報の個人情報の取扱に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
			人事課 1 武力攻撃災害時における職員の動員及び調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国・県に対する職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請の求めに関すること。 4 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の宿泊及び食糧確保、福利厚生に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の安否情報等に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における対応要員の安全確保について。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	人事課 1 武力攻撃災害時における職員の動員及び調整に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国・県に対する職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請の求めに関すること。 4 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の宿泊及び食料確保、福利厚生に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の安否情報等に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における対応要員の安全確保に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		
			契約検査課 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の調達、受入及び配布に関すること。 2 各種緊急物資等の確保・調達に係る取りまとめに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	契約検査課 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の調達、受入及び配布に関すること。 2 各種緊急物資等の確保・調達に係る取りまとめに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	20～21	市民部	- 市国民保護協議会の事務に関する事。 - 研修、訓練及び住民への普及・啓発に関する事。 - 避難施設に関する事。 - 自衛隊の国民保護等派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 - 国・県・他市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関等との連絡に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災情報の取りまとめ、整理報告に関する事。 - 警察署との連絡に関する事。 - 若松広域消防本部との連絡に関する事。 - 消防団の派遣調整に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置の企画立案に関する事。 - 避難実施要領の策定に関する事。 - 特殊標章の交付に関する事。 - 市国民保護計画に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市本部長の意思決定の補助・命令の伝達に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難・退避の指示に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警戒区域の設定に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警報の伝達に関する事。 - 民間事業所との連携、協定の締結等に関する事。 - その他国民保護業務一般に関する事。 <u>20 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する事。</u> <u>21 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。</u>	市民部	- 市国民保護協議会の事務に関する事。 - 研修、訓練及び住民への普及・啓発に関する事。 - 避難施設に関する事。 - 自衛隊の国民保護等派遣要請及び活動状況の把握に関する事。 - 国・県・他市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関等との連絡に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災情報の取りまとめ、整理報告に関する事。 - 警察署との連絡に関する事。 - 若松広域消防本部との連絡に関する事。 - 消防団の派遣調整に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置の企画立案に関する事。 - 避難実施要領の策定に関する事。 - 特殊標章の交付に関する事。 - 市国民保護計画に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市本部長の意思決定の補助・命令の伝達に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難・退避の指示に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警戒区域の設定に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警報の伝達に関する事。 - 民間事業所との連携、協定の締結等に関する事。 - その他国民保護業務一般に関する事。	組織体制等の変更に伴う反映
		危機管理課		防災安全課		
		市民協働課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災情報の収集・整理に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難先地域等における消費者保護対策に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における町内会との連絡・調整に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民からの相談に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	環境生活課	部内各課における国民保護業務の推進、連絡要請に関する事。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災情報の収集・整理に関する事。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における環境汚染の応急対策に関する事。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における生活交通関係の被害の調査に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難先地域等における消費者保護対策に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における町内会との連絡・調整に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民からの相談に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	
		環境共生課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般廃棄物収集運搬及び処理調整に関する事。 <u>武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における環境汚染の応急対策に関する事。</u> - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	廃棄物対策課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般廃棄物収集運搬及び処理調整に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	
		市民課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における死体の捜索、収容、処理、埋葬等に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における安否情報の収集に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における安否情報の取りまとめ、整理・報告、照会・回答に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	市民課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における死体の捜索、収容、処理、埋葬等に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における安否情報の収集に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における各種安否情報の取りまとめ、整理・報告、照会・回答に関する事。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関する事。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	21～22	市民部	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被害調査に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の関係外郭機関への協力要請連絡調整に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部及び各部との連絡調整に関すること。 5 特殊標章の交付に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	市民部	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被害調査に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の関係外郭機関への協力要請連絡調整に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部及び各部との連絡調整に関すること。 5 特殊標章の交付に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
		市民センター		市民センター		
		健康福祉部	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する救援に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義援金及び緊急物資等の受付及び配分に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会福祉関係施設の被害調査及び援護に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の福祉対策に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難住民等の炊出しに関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるボランティア活動等に関すること。 10 日本赤十字社との連絡、調整に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	健康福祉部	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する救援に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義援金及び緊急物資等の受付及び配分に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会福祉関係施設の被害調査及び援護に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の福祉対策に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難住民等の炊出しに関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるボランティア活動等に関すること。 10 日本赤十字社との連絡、調整に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		地域福祉課		社会福祉課		
		障がい者支援課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における障がい者施設の被害調査、救援及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における障がい者の救援に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	(新設)		
		高齢福祉課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における老人福祉施設及び老人保健施設の被害調査及び援護に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における要保護老人及び在宅老人の救援に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	高齢福祉課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における老人福祉施設及び老人保健施設の被害調査及び援護に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における要保護老人及び在宅老人の救援に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		子ども家庭課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童福祉施設の被害調査及び援護に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	児童家庭課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童福祉施設の被害調査及び援護に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		子ども保育課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童福祉施設の被害調査及び援護に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。			
		国保年金課	1 住民の避難誘導、避難施設及び一時集合場所に関すること。(避難所の開設・運営、避難所における安否情報の収集、避難所における武力攻撃災害時要援護者対策) 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	国保年金課	1 住民の避難誘導、避難施設及び一時集合場所に関すること。(避難所の開設・運営、避難所における安否情報の収集、避難所における武力攻撃災害時要援護者対策) 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	22～23	健康福祉部	健康増進課	健康福祉部	健康増進課	組織体制等の変更に伴う反映
		1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療の提供および除算に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における衣料品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療機関の被害の調査及びその応急の復旧に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の衛生指導に関すること。 5 衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における感染症の予防に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、県、他市町村の医療機関（医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関、その他医療機関等）との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地のメンタルヘルスケアに関すること。 9 毒物、劇物に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物（ペット）救護対策に関すること。 11 簡易水道等の安全確保に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療の提供および除算に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における衣料品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療機関の被害の調査及びその応急の復旧に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の衛生指導に関すること。 5 衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における感染症の予防に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、県、他市町村の医療機関（医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関、その他医療機関等）との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地のメンタルヘルスケアに関すること。 9 毒物、劇物に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物（ペット）救護対策に関すること。 11 簡易水道等の安全確保に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		
		観光商工部	観光課	観光課	観光課	
	商工課	商工課	商工課			
	企業立地課		<u>（新設）</u>			

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由	
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	23～24	農政部	農政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 4 避難住民のための食糧品（農産物、畜産物）の調達に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家畜救護対策に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	農政部	農政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 4 避難住民のための食糧品（農産物、畜産物）の調達に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家畜救護対策に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
		農林課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農林道をはじめ農林業施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農地及び林地の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	農林課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農林道をはじめ農林業施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農地及び林地の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		
				公設地方卸売市場	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における副食品等食料品の調達あっせんに関すること 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること		
		建設部	都市計画課	1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市施設の被害防止策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災建築物の相談に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	建設部	都市計画課	1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市施設の被害防止策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災建築物の相談に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
		まちづくり整備課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市公園の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一時集合場所（公園）の施設に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		花と緑の課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市公園の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一時集合場所（公園）の施設に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		開発管理課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		区画整理課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		道路課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般道路、橋りょう、河川その他の土木施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における交通不能箇所の調査及び応急の復旧並びに通行路線の調整に関すること。 3 緊急輸送路に関すること。 4 除雪対策に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の復旧に要する車両（特殊）の確保に関すること。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその応急の復旧に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		道路建設課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における交通不能箇所の調査及び応急の復旧並びに通行路線の調整に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置に要する車両（特殊）の確保に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
					道路維持課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般道路、橋りょう、河川その他の土木施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における交通不能箇所の調査及び応急の復旧並びに通行路線の調整に関すること。 3 緊急輸送路に関すること。 4 除雪対策に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の復旧に要する車両（特殊）の確保に関すること。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその応急の復旧に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	24～25	建設部	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急仮設住宅等の建設に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の一時使用に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	建設部	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急仮設住宅等の建設に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の一時使用に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
		会計管理者	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の経理出納に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の出納保管に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の経理出納に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の出納保管に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		議会	武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	議会事務局	武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		教育委員会	- 委員会各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 - 委員会内での対応要員の確保及びローテーションに関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員の非常招集及び動員に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 - 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	教育委員会事務局	- 委員会各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 - 委員会内での対応要員の確保及びローテーションに関すること。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育施設の緊急利用に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員の非常招集及び動員に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 - 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		学校教育課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の避難に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の応急教育に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の保健管理に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市立学校の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地域の学校教育の確保に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	学校教育課	- 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の避難に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の応急教育に関すること。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市立学校の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地域の学校教育の確保に関すること。 - 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		学校施設給食課	武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の学校給食に関すること。 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	(新設)		

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	25～26	<table><tr><td>文化スポーツ課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>生涯学習総合センター</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>公民館</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	文化スポーツ課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	生涯学習総合センター	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	公民館	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>文化課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>スポーツ振興室</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>公民館</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>会津図書館</td><td>1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	文化課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	スポーツ振興室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	生涯学習課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	公民館	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	会津図書館	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
		文化スポーツ課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																	
		生涯学習総合センター	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																	
		公民館	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																	
		文化課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																	
スポーツ振興室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			
生涯学習課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			
公民館	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			
会津図書館	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			
<table><tr><td>選挙管理委員会</td><td>選挙管理委員会事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td>選挙管理委員会事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。													
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
<table><tr><td>監査委員会</td><td>監査事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	監査委員会	監査事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>監査事務局</td><td>監査事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	監査事務局	監査事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。													
監査委員会	監査事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
監査事務局	監査事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
<table><tr><td>農業委員会</td><td>農業委員会事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	農業委員会	農業委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>農業委員会事務局</td><td>農業委員会事務局</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	農業委員会事務局	農業委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。													
農業委員会	農業委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
農業委員会事務局	農業委員会事務局	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
<table><tr><td>上下水道局</td><td>総務課</td><td>1 局内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 局内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>経営企画課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	上下水道局	総務課	1 局内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 局内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	経営企画課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>水道部</td><td>水道部総務課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>浄水課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	水道部	水道部総務課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	浄水課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。									
上下水道局	総務課	1 局内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 局内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
経営企画課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			
水道部	水道部総務課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
浄水課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																			

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由									
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	26～27	<table><tr><td></td><td>上水道施設課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道管路及び水道施設の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>		上水道施設課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道管路及び水道施設の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>水道部</td><td>施設課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>料金課</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	水道部	施設課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。		料金課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	組織体制等の変更に伴う反映
		上水道施設課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道管路及び水道施設の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。										
	水道部	施設課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。										
		料金課	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。										
		<table><tr><td>上下水道局</td><td>下水道施設課</td><td>1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	上下水道局	下水道施設課	1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	<table><tr><td>建設部</td><td>下水道課</td><td>1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	建設部	下水道課	1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。				
上下水道局	下水道施設課	1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。											
建設部	下水道課	1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。											
	<table><tr><td>避難行動要支援者支援班</td><td>1 避難行動要支援者名簿に関すること。 2 避難行動要支援者に対する情報伝達に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。</td><td>地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、観光課、学校教育課の職員を中心に編成</td></tr></table>	避難行動要支援者支援班	1 避難行動要支援者名簿に関すること。 2 避難行動要支援者に対する情報伝達に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。	地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、観光課、学校教育課の職員を中心に編成	<table><tr><td>武力攻撃災害時要援護者支援班</td><td>1 避難支援プランに関すること。 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること。 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。</td><td>社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課の職員を中心に編成</td></tr></table>	武力攻撃災害時要援護者支援班	1 避難支援プランに関すること。 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること。 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。	社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課の職員を中心に編成					
避難行動要支援者支援班	1 避難行動要支援者名簿に関すること。 2 避難行動要支援者に対する情報伝達に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。	地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、観光課、学校教育課の職員を中心に編成											
武力攻撃災害時要援護者支援班	1 避難支援プランに関すること。 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること。 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。	社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課の職員を中心に編成											
	<table><tr><td>会津若松市消防団</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。</td></tr></table>	会津若松市消防団	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。	<table><tr><td>会津若松市消防団</td><td>1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。</td></tr></table>	会津若松市消防団	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。							
会津若松市消防団	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。												
会津若松市消防団	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。												
注。表中の「危機管理課」業務のうち、第3編 表3-3に示さないものは、市対策本部の設置に伴い「対策本部事務局」または他課へ移行することを表す。 注。表中の「防災安全課」業務のうち、第3編 表3-3に示さないものは、市対策本部の設置に伴い「対策本部事務局」または他課へ移行することを表す。													
※ <u>【避難行動要支援者名簿について】</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けされており避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等が必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めによるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することができる。</u>				国指針の変更に伴う反映									
<u>（新設）</u>													

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子

頁

第2編
平素からの備えや予防
第1章
組織・体制の整備等

27～28

変更案

2 市職員の参集基準等（略）

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①警戒配備体制
	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収取等の対応が必要な場合	①警戒配備体制
		市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制
	政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③対策本部体制

表2-3 職員参集基準

体制	参集基準
①警戒配備体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 職員参集における連絡手段【危機管理課、各部各課等】

ア 職員の参集にあたっては、「市地域防災計画（災害時における職員行動マニュアル）」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ 国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

現行

2 市職員の参集基準等（略）

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①警戒配備体制（警戒配備体制）
	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②特別警戒本部体制（第一非常配備体制）
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収取等の対応が必要な場合	①警戒配備体制（警戒配備体制）
		市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②特別警戒本部体制（第一非常配備体制）
	政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③対策本部体制（第二非常配備体制）

※体制における括弧書きについては、「市地域防災計画」における名称

表2-3 職員参集基準

体制	参集基準
①警戒配備体制（警戒配備体制）	国民保護担当課職員が参集
②特別警戒本部体制（第一非常配備体制）	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③対策本部体制（第二非常配備体制）	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

※体制における括弧書きについては、「市地域防災計画」における名称

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保【防災安全課、各部各課等】

ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「市地域防災計画（発災時行動マニュアル）」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

修正理由

用語変更

連絡手段の変更

冊子

頁

変更案

現行

修正理由

第2編
平素からの備えや予防第1章
組織・体制の整備等

28～29

(5) 配備職員数【人事課、各部各課等】
ア 表2-2、2-3で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。
イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（市長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

(略)

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応【危機管理課、各部各課等】

(略)

表2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市長	副市長	市民部長	企画政策部長
対策副本部長	副市長	市民部長	市民部副部長	危機管理課長

(5) 配備職員数【人事課、各部各課等】
ア 表2-2、2-3で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。
イ ただし、特別警戒本部体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、特別警戒本部長（市長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

(略)

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応【防災安全課、各部各課等】

(略)

表2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市長	副市長	市民部長	市民部企画副参事
対策副本部長	副市長	市民部長	市民部企画副参事	防災安全課長

表2-4（暫定表） 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市長	副市長	収入役	市民部長
対策副本部長	副市長 収入役	収入役	市民部長	市民部企画副参事

注。1 表中の「副市長」とは、平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「助役」と読み替えるものとする。以降、本計画において同じ。
2 平成19年3月末日現在で在職している「収入役」の在任期間中については、「表2-4（暫定表）」を適用するものとし、在任期間満了後は、「表2-4（暫定表）」を削除のうえ、「表2-4」を適用する。

用語変更

組織体制等の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																																													
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	30	5 市対策本部等の設置場所【<u>危機管理課</u>】 (略) 表2-5 各配備体制の設置場所等 <table><tr><th>配備体制</th><th>設置区分</th><th>設置場所</th><th>代替設置場所</th></tr><tr><td rowspan="3">① 警戒配備体制</td><td>業務実施場所</td><td>市役所本庁舎 <u>危機管理課</u>内</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u></td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>市役所本庁舎内 記者クラブ</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u></td></tr><tr><td><u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u></td><td>市役所本庁舎 <u>危機管理課</u>内</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u></td></tr><tr><td rowspan="4">② <u>緊急事態連絡室体制及び</u> ③ <u>対策本部体制</u></td><td><u>対策本部会議室</u></td><td>市役所本庁舎 副市長室</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>研修5・6</u></td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>市役所本庁舎内 記者クラブ</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u></td></tr><tr><td><u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u></td><td>市役所本庁舎 <u>危機管理課</u>内</td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u></td></tr><tr><td><u>対策本部事務局</u></td><td>市役所本庁舎 <u>危機管理課</u></td><td><u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u></td></tr></table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	① 警戒配備体制	業務実施場所	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u>	<u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>	② <u>緊急事態連絡室体制及び</u> ③ <u>対策本部体制</u>	<u>対策本部会議室</u>	市役所本庁舎 副市長室	<u>生涯学習総合センター</u> <u>研修5・6</u>	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u>	<u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>	<u>対策本部事務局</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u>	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>	5 市対策本部等の設置場所【<u>防災安全課</u>】 (略) 表2-5 各配備体制の設置場所等 <table><tr><th>配備体制</th><th>設置区分</th><th>設置場所</th><th>代替設置場所</th></tr><tr><td rowspan="3">① 警戒配備体制 <u>(警戒配備体制)</u></td><td>業務実施場所</td><td>市役所本庁舎 <u>防災安全課</u>内</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u></td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>市役所本庁舎内 記者クラブ</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u></td></tr><tr><td><u>自衛隊等連絡班室</u></td><td>市役所本庁舎 <u>防災安全課</u>内</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u></td></tr><tr><td rowspan="3">② <u>特別警戒本部体制(第一非常配備体制)</u></td><td>業務実施場所</td><td>市役所本庁舎 副市長室</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u></td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>市役所本庁舎内 記者クラブ</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u></td></tr><tr><td><u>自衛隊等連絡班室</u></td><td>市役所本庁舎内 <u>防災安全課</u>内</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u></td></tr><tr><td rowspan="3">③ <u>対策本部体制(第二非常配備体制)</u></td><td><u>対策本部</u></td><td>市役所本庁舎 副市長室</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u></td></tr><tr><td><u>プレスルーム</u></td><td>市役所本庁舎内 記者クラブ</td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u></td></tr><tr><td><u>自衛隊等連絡班室</u></td><td>市役所本庁舎 <u>防災安全課</u></td><td><u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u></td></tr></table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	① 警戒配備体制 <u>(警戒配備体制)</u>	業務実施場所	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>	② <u>特別警戒本部体制(第一非常配備体制)</u>	業務実施場所	市役所本庁舎 副市長室	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎内 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>	③ <u>対策本部体制(第二非常配備体制)</u>	<u>対策本部</u>	市役所本庁舎 副市長室	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>	<u>プレスルーム</u>	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u>	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>	組織体制及び代替設置場所の変更に伴う反映
	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																													
① 警戒配備体制	業務実施場所	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>																																																														
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u>																																																														
	<u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>																																																														
② <u>緊急事態連絡室体制及び</u> ③ <u>対策本部体制</u>	<u>対策本部会議室</u>	市役所本庁舎 副市長室	<u>生涯学習総合センター</u> <u>研修5・6</u>																																																														
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>生涯学習総合センター</u> <u>美術工芸スタジオ</u>																																																														
	<u>自衛隊等関係機関リエゾン待機場所</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u> 内	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>																																																														
	<u>対策本部事務局</u>	市役所本庁舎 <u>危機管理課</u>	<u>生涯学習総合センター</u> <u>多目的ホール</u>																																																														
配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																														
① 警戒配備体制 <u>(警戒配備体制)</u>	業務実施場所	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>																																																														
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>																																																														
	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>																																																														
② <u>特別警戒本部体制(第一非常配備体制)</u>	業務実施場所	市役所本庁舎 副市長室	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>																																																														
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>																																																														
	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎内 <u>防災安全課</u> 内	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>																																																														
③ <u>対策本部体制(第二非常配備体制)</u>	<u>対策本部</u>	市役所本庁舎 副市長室	<u>栄町第2庁舎</u> <u>2階第1会議室</u>																																																														
	<u>プレスルーム</u>	市役所本庁舎内 記者クラブ	<u>栄町第2庁舎</u> <u>市政情報コーナー</u>																																																														
	<u>自衛隊等連絡班室</u>	市役所本庁舎 <u>防災安全課</u>	<u>栄町第2庁舎</u> <u>教育委員会室</u>																																																														
	32	第2 関係機関との連携体制の準備 (略) 2 国機関との連携 (1) 自衛隊との連携【<u>危機管理課</u>】 市は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び<u>陸上自衛隊第44普通科連隊</u>との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。	第2 関係機関との連携体制の準備 (略) 2 国機関との連携 (1) 自衛隊との連携【<u>防災安全課</u>】 市は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び<u>陸上自衛隊第6特科連隊(郡山駐屯地)</u>との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。	組織体制の変更及び連隊廃止に伴う反映																																																													

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由			
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	3 4	4 近隣市町村等との連携 (略) (2) <u>応援協定締結市町村等との連携</u> <u>市は、県の区域を超える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、防災のために締結している相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材等の供給など救援の実施時における相互体制について、中核市、友好都市等との連携強化に努める。</u>	4 近隣市町村等との連携 (略) <u>(新設)</u>	県計画の変更に伴う反映			
	3 6	第3 通信の確保 (略) 2 非常通信体制の確保にあたっての留意点等【 <u>危機管理課</u> ほか】 <u>(1)</u> 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 <u>(2)</u> 非常通信体制の確保に当たって、市は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。 表2-8 非常通信体制の確保における留意事項 <table><tr><td>施設・設備面</td><td>① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ④ <u>緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時情報システム（J-ALERT）を適切かつ効果的に活用する。</u> ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td></tr></table>	施設・設備面	① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ④ <u>緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時情報システム（J-ALERT）を適切かつ効果的に活用する。</u> ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	第3 通信の確保 (略) (2) 非常通信体制の確保にあたっての留意点等【 <u>防災安全課</u> ほか】 <u>ア</u> 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、 <u>同報系その他の防災行政無線の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u> や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 <u>イ</u> 非常通信体制の確保に当たって、市は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。 表2-8 非常通信体制の確保における留意事項 <table><tr><td>施設・設備面</td><td>① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 <u>(新設)</u> ④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td></tr></table>	施設・設備面	① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 <u>(新設)</u> ④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
施設・設備面	① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ④ <u>緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時情報システム（J-ALERT）を適切かつ効果的に活用する。</u> ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。						
施設・設備面	① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱や機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の設備を図る。 ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 <u>(新設)</u> ④ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。						

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	37	運用面 ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ④ 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ⑤ 電気通信事業者により供給されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ⑦ 住民等に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 (3) 市は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。	運用面 ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ④ 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ⑤ 電気通信事業者により供給されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ⑦ 住民等に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 ウ 市は中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。	県計画の変更に伴う反映
	38～39	第4 情報収集・提供等の体制整備（略） 2 警報等の伝達等に必要な準備（略） 表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体 会津若松市消防団、各町内会、民生児童委員、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、<u>会津つば農業協同組合</u>、会津若松地方森林組合、会津若松商工会議所、<u>あいづ商工会</u>、<u>公益社団法人会津青年会議所</u>、<u>一般社団法人会津若松観光ビューロー</u>、<u>会津東山温泉観光協会</u>、<u>会津芦ノ牧温泉観光協会</u> (略) (3) <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u> <u>市は、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するために、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u>	第4 情報収集・提供等の体制整備（略） 2 警報等の伝達等に必要な準備（略） 表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体 会津若松市消防団、各町内会、民生児童委員、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、<u>あいづ農業協同組合</u>、会津若松地方森林組合、会津若松商工会議所、<u>北会津商工会</u>、<u>河東町商工会</u>、<u>会津青年会議所</u>、<u>会津若松市観光公社</u>、<u>東山観光協会</u>、<u>芦ノ牧温泉観光協会</u> (略) (新設)	団体名の変更に伴う反映 国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	40～41	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【市民課、関係各課等】 (1) 安否情報の種類及び報告様式(略) 表2-12 収集、報告すべき安否情報の内容 1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様） ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ <u>負傷（疾病）の該当</u> ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ <u>現在の居所</u> ⑩ <u>⑦～⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u> ⑪ 安否情報の回答等についての希望等 ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 遺体の安置されている場所 ③ <u>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u> イ 安否情報の報告 市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、<u>原則として、安否情報システムにより行う。</u> <u>ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。</u>	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【市民課、関係各課等】 (1) 安否情報の種類及び報告様式(略) 表2-12 収集、報告すべき安否情報の内容 1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様） ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ <u>避難実施施設等の居所</u> ⑧ 負傷又は疾病の状況 <u>（新設）</u> ⑨ <u>⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u> ⑩ 安否情報の回答等についての希望等 ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑪ 死亡の日時、場所及び状況 ⑫ 遺体の安置されている場所 ③ <u>市長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）」により行う。</u> イ 安否情報の報告 ① 市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。 ② 収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限り電子データにより行う。	県計画の変更に伴う反映 国指針の変更に伴う反映 県計画の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																				
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等	44	第5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 訓練の実施【 <u>危機管理課</u> ほか】(略) イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、 <u>若松広域消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	第5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 訓練の実施【 <u>防災安全課</u> ほか】(略) イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、若松広域消防本部、県警察及び自衛隊等との連携を図る。	国指針の変更に伴う反映																																				
第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え	46～47	1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集【 <u>危機管理課、関係各課</u> 】 市は、 <u>武力攻撃事態等において迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</u> 表2-13 避難実施時に必要となる主な基礎的資料 <table><tr><th>基礎資料名</th><th>収集すべき資料の内容等</th></tr><tr><td>地 図</td><td>市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図</td></tr><tr><td>人口分布</td><td>地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等</td></tr><tr><td><u>避難行動要支援者等</u></td><td>高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（<u>避難行動要支援者名簿</u>） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設</td></tr><tr><td>輸送力</td><td>運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等</td></tr><tr><td>避難施設</td><td>避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）</td></tr><tr><td>備蓄物資・調達可能物資</td><td>備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等</td></tr><tr><td>民間事業者等</td><td>避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法</td></tr><tr><td>生活関連等施設</td><td>避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの</td></tr></table>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	地 図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図	人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等	<u>避難行動要支援者等</u>	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（ <u>避難行動要支援者名簿</u> ） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設	輸送力	運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等	避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）	備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等	民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法	生活関連等施設	避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの	1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集【 <u>防災安全課、関係各課</u> 】 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、 <u>表2-13の基礎的資料を収集し、資料編に取りまとめる。</u> 表2-13 避難実施時に必要となる主な基礎的資料 <table><tr><th>基礎資料名</th><th>収集すべき資料の内容等</th></tr><tr><td>地 図</td><td>市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図</td></tr><tr><td>人口分布</td><td>地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等</td></tr><tr><td><u>武力攻撃災害時要援護者等</u></td><td>高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時要援護者の避難支援プラン） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設</td></tr><tr><td>輸送力</td><td>運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等</td></tr><tr><td>避難施設</td><td>避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）</td></tr><tr><td>備蓄物資・調達可能物資</td><td>備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等</td></tr><tr><td>民間事業者等</td><td>避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法</td></tr><tr><td>生活関連等施設</td><td>避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの</td></tr></table>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	地 図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図	人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等	<u>武力攻撃災害時要援護者等</u>	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時要援護者の避難支援プラン） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設	輸送力	運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等	避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）	備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等	民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法	生活関連等施設	避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの	資料編から削除 用語変更
基礎資料名	収集すべき資料の内容等																																							
地 図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図																																							
人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等																																							
<u>避難行動要支援者等</u>	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（ <u>避難行動要支援者名簿</u> ） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設																																							
輸送力	運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等																																							
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）																																							
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等																																							
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法																																							
生活関連等施設	避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの																																							
基礎資料名	収集すべき資料の内容等																																							
地 図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図																																							
人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等																																							
<u>武力攻撃災害時要援護者等</u>	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時要援護者の避難支援プラン） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設																																							
輸送力	運用事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等																																							
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び解説担当者（部署）																																							
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等																																							
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等大規模事業所等の従業員数及び避難方法																																							
生活関連等施設	避難経路の設定時に影響を与えかねない一定規模以上のもの																																							

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え	48	(5) 高齢者等、障がい者等避難行動要支援者への配慮【<u>地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課</u>、関係各課等】 ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> イ <u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局</u>を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	(5) 高齢者等、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮【<u>社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課、関係各課等</u>】 ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>災害時への対応として作成する避難支援プランと併せて検討する。</u> イ 市は、避難誘導時において、<u>防災・福祉関係の各部各課を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班（避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援護者班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u>	国指針の変更に伴う反映
	51	5 避難施設の指定への協力 (1) 避難施設の指定等への協力 ア 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。	5 避難施設の指定への協力 (1) 避難施設の指定等への協力 ア 市は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、<u>必要な情報を提供する</u>など県に協力する。	国指針の変更に伴う反映
第2編 平素からの備えや予防 第3章 避難、物資及び資材の備蓄、整備	54	1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係【危機管理課、関係各課等】 住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は<u>特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、</u>調達体制を整備する。	1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係【危機管理課、関係各課等】 住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。	国指針の変更に伴う反映

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置	57	1 事態認定前における<u>緊急事態連絡室</u>の設置及び初動措置 (1) <u>緊急事態連絡室</u>の設置 <u>(第98条関係)</u>【<u>危機管理課</u>、各部各課等】 ア 市職員は、住民からの通報、消防吏員及び警察官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防団等に報告する。 イ アの場合、市長は、速やかに、県、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関に対し連絡するとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、<u>緊急事態連絡室</u>を設置する。 <u>緊急事態連絡室</u>の要員については、図3-1のとおり定める。 ウ 若松広域消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。 エ <u>緊急事態連絡室</u>は、消防機関及び県警察のほか関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、<u>緊急事態連絡室</u>の設置について、県に連絡する。 この場合、<u>緊急事態連絡室</u>は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。	1 事態認定前における<u>特別警戒本部</u>の設置及び初動措置 (1) <u>特別警戒本部</u>の設置【<u>防災安全課</u>、各部各課等】 ア 市職員は、住民からの通報、消防吏員及び警察官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防団等に報告する。 イ アの場合、市長は、速やかに、県、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関に対し連絡するとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、<u>特別警戒本部</u>を設置する。 <u>特別警戒本部</u>の要員については、図3-1のとおり定める。 ウ 若松広域消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。 エ <u>特別警戒本部</u>は、消防機関及び県警察のほか関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、<u>特別警戒本部</u>の設置について、県に連絡する。 この場合、<u>特別警戒本部</u>は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。	用語変更

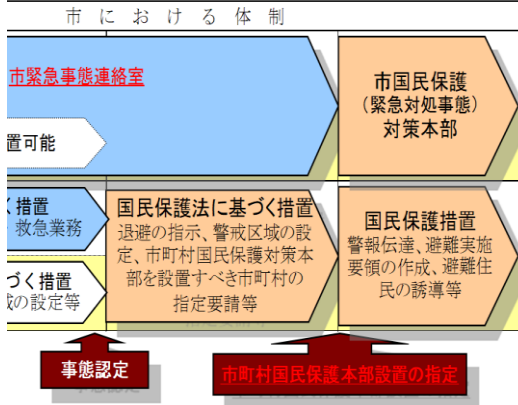
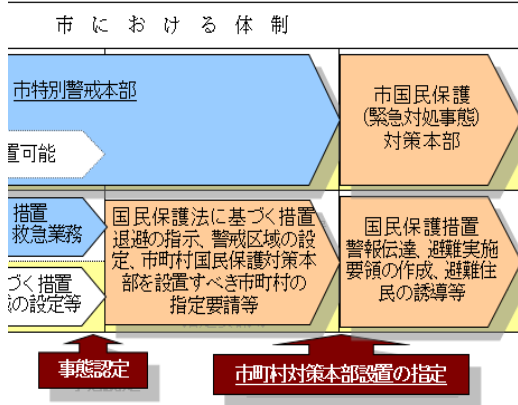
会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																																																									
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置	58～59	図3-1 市緊急事態連絡室の構成（イメージ） 図3-1 市緊急事態連絡室の構成（イメージ） 緊急事態連絡室 連絡室長（市長） 参集室員 ○副市長 ○企画政策部長 ○財務部長 ○総務部長 ○市民部長 ○健康福祉部長 ○観光商工部長 ○農政部長 ○建設部長 ○教育長 ○教育部長 ○上下水道事業管理者 ○上下水道局長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査事務局長 ○農業委員会事務局長 ○会計管理者 注。事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。 関係機関 消防機関 県 県警察 自衛隊 その他関係機関 迅速な情報収集・分析 緊急事態連絡室の迅速な確率及び初動措置	図3-1 特別警戒本部の構成（イメージ） 図3-1 特別警戒本部の構成（イメージ） 特別警戒本部 連絡室長（市長） 参集本部員 ○副市長 ○収入 ○総務部長 ○市民部長 ○健康福祉部長 ○市民部企画副参事 ○防災安全課長 ○消防防災グループ 注。事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。 関係機関 消防機関 県 県警察 自衛隊 その他関係機関 迅速な情報収集・分析 特別警戒本部の迅速な確率及び初動措置 注 平成19年3月末日現在で在職している「収入役」の在任期間中に限るものとし、在任期間満了後は、本図の参集本部員から削除する。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映																																																																									
		表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート <table><tr><th colspan="2">情報伝達先関係機関</th><th>情報伝達担当課</th></tr><tr><td rowspan="2">国機関</td><td>自衛隊</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>郡山国道事務所</td><td>道路課</td></tr><tr><td rowspan="5">県機関</td><td>危機管理総室、会津地方振興局</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>会津保健福祉事務所</td><td>地域福祉課</td></tr><tr><td>会津若松建設事務所</td><td>道路課</td></tr><tr><td>会津若松警察署</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>その他関係領域、事務所等</td><td>関係各課</td></tr><tr><td>近隣市町村</td><td>総務課</td><td></td></tr><tr><td>若松広域消防本部、会津若松市消防団</td><td>危機管理課</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。</td><td>（公社）会津若松医師会、（公社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等</td><td>地域福祉課 健康増進課</td></tr><tr><td>（削除）</td><td></td></tr><tr><td>若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>東日本電信電話（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター、東京電力リニューアブルパワー（株）、電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）</td><td>企画調整課</td></tr><tr><td rowspan="2">生活関連等施設の管理者</td><td>水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団</td><td>危機管理課、上下水道局</td></tr></table>	情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	自衛隊	危機管理課	郡山国道事務所	道路課	県機関	危機管理総室、会津地方振興局	危機管理課	会津保健福祉事務所	地域福祉課	会津若松建設事務所	道路課	会津若松警察署	危機管理課	その他関係領域、事務所等	関係各課	近隣市町村	総務課		若松広域消防本部、会津若松市消防団	危機管理課		関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。	（公社）会津若松医師会、（公社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等	地域福祉課 健康増進課	（削除）		若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課	東日本電信電話（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター、東京電力リニューアブルパワー（株）、電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	企画調整課	生活関連等施設の管理者	水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団	危機管理課、上下水道局	表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート <table><tr><th colspan="2">情報伝達先関係機関</th><th>情報伝達担当課</th></tr><tr><td rowspan="2">国機関</td><td>自衛隊</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>郡山国道事務所</td><td>道路維持課</td></tr><tr><td rowspan="5">県機関</td><td>県民安全領域、会津地方振興局</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>会津保健福祉事務所</td><td>社会福祉課</td></tr><tr><td>会津若松建設事務所</td><td>道路維持課</td></tr><tr><td>会津若松警察署</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>その他関係領域、事務所等</td><td>関係各課</td></tr><tr><td>近隣市町村</td><td>総務課</td><td></td></tr><tr><td>若松広域消防本部、会津若松市消防団</td><td>防災安全課</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。</td><td>会津若松医師会、（社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等</td><td>社会福祉課 健康増進課</td></tr><tr><td>JR東日本会津若松駅、会津乗合自動車（株）、会津鉄道（株）等運送事業者（機関）</td><td>総務課</td></tr><tr><td>若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>東日本電信電話（株）福島支店〔（株）NTT東日本・福島 会津支店〕、東北電力（株）会津若松支社、東京電力（株）猪苗代電力所等電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td rowspan="2">生活関連等施設の管理者</td><td>水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団</td><td>防災安全課、水道部</td></tr></table>	情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	自衛隊	防災安全課	郡山国道事務所	道路維持課	県機関	県民安全領域、会津地方振興局	防災安全課	会津保健福祉事務所	社会福祉課	会津若松建設事務所	道路維持課	会津若松警察署	防災安全課	その他関係領域、事務所等	関係各課	近隣市町村	総務課		若松広域消防本部、会津若松市消防団	防災安全課		関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。	会津若松医師会、（社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等	社会福祉課 健康増進課	JR東日本会津若松駅、会津乗合自動車（株）、会津鉄道（株）等運送事業者（機関）	総務課	若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	防災安全課	東日本電信電話（株）福島支店〔（株）NTT東日本・福島 会津支店〕、東北電力（株）会津若松支社、東京電力（株）猪苗代電力所等電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	防災安全課	生活関連等施設の管理者	水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団	防災安全課、水道部
情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																																											
国機関	自衛隊	危機管理課																																																																											
	郡山国道事務所	道路課																																																																											
県機関	危機管理総室、会津地方振興局	危機管理課																																																																											
	会津保健福祉事務所	地域福祉課																																																																											
	会津若松建設事務所	道路課																																																																											
	会津若松警察署	危機管理課																																																																											
	その他関係領域、事務所等	関係各課																																																																											
近隣市町村	総務課																																																																												
若松広域消防本部、会津若松市消防団	危機管理課																																																																												
関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。	（公社）会津若松医師会、（公社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等	地域福祉課 健康増進課																																																																											
	（削除）																																																																												
	若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課																																																																											
	東日本電信電話（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター、東京電力リニューアブルパワー（株）、電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	企画調整課																																																																											
生活関連等施設の管理者	水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団	危機管理課、上下水道局																																																																											
	情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																																										
国機関	自衛隊	防災安全課																																																																											
	郡山国道事務所	道路維持課																																																																											
県機関	県民安全領域、会津地方振興局	防災安全課																																																																											
	会津保健福祉事務所	社会福祉課																																																																											
	会津若松建設事務所	道路維持課																																																																											
	会津若松警察署	防災安全課																																																																											
	その他関係領域、事務所等	関係各課																																																																											
近隣市町村	総務課																																																																												
若松広域消防本部、会津若松市消防団	防災安全課																																																																												
関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。	会津若松医師会、（社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等	社会福祉課 健康増進課																																																																											
	JR東日本会津若松駅、会津乗合自動車（株）、会津鉄道（株）等運送事業者（機関）	総務課																																																																											
	若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	防災安全課																																																																											
	東日本電信電話（株）福島支店〔（株）NTT東日本・福島 会津支店〕、東北電力（株）会津若松支社、東京電力（株）猪苗代電力所等電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	防災安全課																																																																											
生活関連等施設の管理者	水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団	防災安全課、水道部																																																																											

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																														
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置	59～61	<table><tr><td rowspan="5">多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）</td><td>ダム管理者</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者</td><td></td></tr><tr><td>市立学校等教育機関</td><td>教育総務課</td></tr><tr><td>病院等医療機関（災害医療センターを含む）</td><td>健康増進課</td></tr><tr><td>社会福祉施設、介護施設</td><td>地域福祉課</td></tr><tr><td rowspan="5">その他</td><td>その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等</td><td>危機管理課、市民協働課、地域福祉課、生涯学習総合センター</td></tr><tr><td>市社会福祉協議会</td><td>地域福祉課</td></tr><tr><td>農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等</td><td>農政課、農林課、商工課</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	ダム管理者	危機管理課	プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者		市立学校等教育機関	教育総務課	病院等医療機関（災害医療センターを含む）	健康増進課	社会福祉施設、介護施設	地域福祉課	その他	その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）	危機管理課	町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等	危機管理課、市民協働課、地域福祉課、生涯学習総合センター	市社会福祉協議会	地域福祉課	農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等	農政課、農林課、商工課				<table><tr><td rowspan="5">多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）</td><td>ダム管理者</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>市立学校等教育機関</td><td>教育委員会総務課</td></tr><tr><td>病院等医療機関（災害医療センターを含む）</td><td>健康増進課</td></tr><tr><td>社会福祉施設、介護施設</td><td>社会福祉課</td></tr><tr><td rowspan="5">その他</td><td>その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）</td><td>防災安全課</td></tr><tr><td>町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等</td><td>防災安全課、環境生活課、社会福祉課、生涯学習課</td></tr><tr><td>市社会福祉協議会</td><td>社会福祉課</td></tr><tr><td>農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等</td><td>農政課、商工課</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	ダム管理者	防災安全課	プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者	防災安全課	市立学校等教育機関	教育委員会総務課	病院等医療機関（災害医療センターを含む）	健康増進課	社会福祉施設、介護施設	社会福祉課	その他	その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）	防災安全課	町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等	防災安全課、環境生活課、社会福祉課、生涯学習課	市社会福祉協議会	社会福祉課	農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等	農政課、商工課				組織体制等の変更に伴う反映
多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	ダム管理者	危機管理課																																																
	プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者																																																	
	市立学校等教育機関	教育総務課																																																
	病院等医療機関（災害医療センターを含む）	健康増進課																																																
	社会福祉施設、介護施設	地域福祉課																																																
その他	その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）	危機管理課																																																
	町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等	危機管理課、市民協働課、地域福祉課、生涯学習総合センター																																																
	市社会福祉協議会	地域福祉課																																																
	農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等	農政課、農林課、商工課																																																
多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	ダム管理者	防災安全課																																																
	プロパンガス等燃料取引業者、危険物質等の取扱者	防災安全課																																																
	市立学校等教育機関	教育委員会総務課																																																
	病院等医療機関（災害医療センターを含む）	健康増進課																																																
	社会福祉施設、介護施設	社会福祉課																																																
その他	その他集客施設等（大規模事業所・大規模集客施設）	防災安全課																																																
	町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等	防災安全課、環境生活課、社会福祉課、生涯学習課																																																
	市社会福祉協議会	社会福祉課																																																
	農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等	農政課、商工課																																																
		（2）初動措置の確保【関係各課】 ア 市は、<u>緊急事態連絡室</u>において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は市町の委任を受けてその職権を行使する市職員が現場にいないときは、警察官に要求することにより、災害対策基本法にも世附避難の指示、警戒区域の設定等を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。 また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。 （略） （4）市対策本部への移行に要する調整 ア <u>緊急事態連絡室</u>を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、<u>市町村国民保護対策本部（以下、市対策本部）</u>を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に遂行するとともに、<u>緊急事態連絡室</u>は廃止する。	注—1. 伝達方法（手段、伝達順位）等については、資料編等に定める。 2. 市から放送事業者に対する情報提供等に係る伝達経路及び方法については、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」（平成18年7月）県災害対策グループを準用する。 3. 株式会社については（株）、社団法人については（社）と略して記載。 （2）初動措置の確保【関係各課】 ア 市は、<u>特別警戒本部</u>において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は市町の委任を受けてその職権を行使する市職員が現場にいないときは、警察官に要求することにより、災害対策基本法にも世附避難の指示、警戒区域の設定等を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。 また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。 （略） （4）市対策本部への移行に要する調整 ア <u>特別警戒本部</u>を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、<u>市町村対策本部</u>を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に遂行するとともに、<u>特別警戒本部</u>は廃止する。	用語変更																																														

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置	61	(5) 放送事業者等に対する情報提供【シティブロモーション課】 市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(令和元年6月福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。 (6) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等 市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)エ及び表3-1に基づき連絡する。	(5) 放送事業者等に対する情報提供【秘書広聴課】 市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(平成18年7月福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。 (6) 特別計画本部を廃止する場合の通知等 市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等特別警戒本部等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)エ及び表3-1に基づき連絡する。	ガイドラインの改定に伴う変更 用語変更
	62	2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応【危機管理課、関係各課等】 (略) 図3-2 市における初動体制と災害対策基本法との関係(一部略) 	2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応【防災安全課、関係各課等】 (略) 図3-2 市における初動体制と災害対策基本法との関係(一部略) 	用語変更
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	63	1 市対策本部の設置【危機管理課、各部各課】 (略) (1) 市対策本部の設置【危機管理課、各部各課】 (略) イ 市長による市対策本部の設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。 なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき市対策本部に切り替える。	1 市対策本部の設置【防災安全課、各部各課】 (略) (1) 市対策本部の設置【防災安全課、各部各課】 (略) イ 市長による市対策本部の設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。 なお、事前に特別警戒本部を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき市対策本部に切り替える。	用語変更

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																				
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	64	(3) 市対策本部の組織構成等(略) ウ 措置を実施する各部各課等の組織編成等 ① 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部各課等が措置を実施する。また、福祉関係の各部各課を中心的とした横断的な組織として<u>避難行動要支援者支援班</u>を置く。 (略)	(3) 市対策本部の組織構成等(略) ウ 措置を実施する各部各課等の組織編成等 ① 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部各課等が措置を実施する。また、福祉関係の各部各課を中心的とした横断的な組織として<u>武力攻撃災害時要援護者支援班</u>を置く。 (略)	用語変更																				
65 66	図3-3 市対策本部の組織構成			市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映																				
	表3-2 市対策本部事務局長の組織編制及び所掌業務	<table><tr><th>班名</th><th>主な内容</th><th>構成部(主な課)</th></tr><tr><td>総括班</td><td>1 市対策本部に関すること。 2 被災状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 3 対策方針の作成に関すること。 4 関係機関との調整に関すること。 5 被災者台帳の整備に関すること。 6 通信回線や通信機器の確保に関すること。</td><td>◎市民部(危機管理課)、総務部(総務課、人事課)、企画政策部(情報戦略課、秘書課)、会計課、議会事務局、教育委員会(生涯学習センター)、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局</td></tr></table>	班名	主な内容	構成部(主な課)	総括班	1 市対策本部に関すること。 2 被災状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 3 対策方針の作成に関すること。 4 関係機関との調整に関すること。 5 被災者台帳の整備に関すること。 6 通信回線や通信機器の確保に関すること。	◎市民部(危機管理課)、総務部(総務課、人事課)、企画政策部(情報戦略課、秘書課)、会計課、議会事務局、教育委員会(生涯学習センター)、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局	<table><tr><th>事務局の班名</th><th>所掌業務</th></tr><tr><td>総括班</td><td>1 市対策本部員会議の運営に関すること。</td></tr><tr><td>◎財務部企画副参事</td><td>2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。</td></tr><tr><td>総務部企画副参事</td><td>3 市対策本部長が決定した方針に基づく各(課)班に対する具体的な指示に関すること。</td></tr><tr><td>教育委員会企画副参事</td><td>4 国民保護に関する業務の総括に関すること。</td></tr><tr><td>水道部企画副参事</td><td>5 市対策本部員や職員のロケーション管理に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>6 市対策本部員の食料の調達等に関すること。</td></tr></table>	事務局の班名	所掌業務	総括班	1 市対策本部員会議の運営に関すること。	◎財務部企画副参事	2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。	総務部企画副参事	3 市対策本部長が決定した方針に基づく各(課)班に対する具体的な指示に関すること。	教育委員会企画副参事	4 国民保護に関する業務の総括に関すること。	水道部企画副参事	5 市対策本部員や職員のロケーション管理に関すること。		6 市対策本部員の食料の調達等に関すること。	
班名	主な内容	構成部(主な課)																						
総括班	1 市対策本部に関すること。 2 被災状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 3 対策方針の作成に関すること。 4 関係機関との調整に関すること。 5 被災者台帳の整備に関すること。 6 通信回線や通信機器の確保に関すること。	◎市民部(危機管理課)、総務部(総務課、人事課)、企画政策部(情報戦略課、秘書課)、会計課、議会事務局、教育委員会(生涯学習センター)、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局																						
事務局の班名	所掌業務																							
総括班	1 市対策本部員会議の運営に関すること。																							
◎財務部企画副参事	2 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。																							
総務部企画副参事	3 市対策本部長が決定した方針に基づく各(課)班に対する具体的な指示に関すること。																							
教育委員会企画副参事	4 国民保護に関する業務の総括に関すること。																							
水道部企画副参事	5 市対策本部員や職員のロケーション管理に関すること。																							
	6 市対策本部員の食料の調達等に関すること。																							

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	66	受援班 1 応援職員等への対応に関すること。 ◎総務部（総務課、人事課）		市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映
	66	広報・伝達班 1 広報活動等に関すること。 2 市ホームページの作成に関すること。 3 情報伝達手段の確保に関すること。 4 情報流出等への対応に関すること。 5 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること ◎企画政策部（シティプロモーション課、情報戦略課）	広報班 ◎企画政策部企画副参事 1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。	
	67	避難所運営班 1 避難所の開設運営に関すること。 2 支援物資配布・保管に関すること。 ◎財務部（財政課、税務課、納税課）、企画政策部（企画調整課、シティプロモーション課）、建設部（まちづくり整備課）、教育委員会（教育総務課、学校施設給食課、文化スポーツ課）	情報収集班 ◎観光商工部企画副参事 1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること。 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他総括班等から収集を依頼された情報 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。 3 通信回線や通信機器の確保に関すること。	
		応急復旧班 1 市施設や道路等の被災状況調査や応急復旧に関すること。 2 住宅の応急危険度判定に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。 4 災害応急住宅等の建設に関すること。 5 家屋等の被災状況調査に関すること。 ◎建設部、教育委員会（学校施設給食課、文化スポーツ課）、上下水道局、市民部（環境共生課）、財務部（公共施設管理課、税務課）、農政部（農林課）	対策班 ◎健康福祉部企画副参事 建設部企画副参事 北会津支所長 州東支所長 1 市が行う国民保護措置に係る調整に関すること。 2 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 3 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 4 消防団及び自主防災組織等に関すること。 5 近隣市町村との連携に関すること。 6 警報の伝達、警戒区域の設定、退避・避難の指示等、市本部長の意思決定の補助に関すること。 7 避難実施要領の策定に関すること。	
		物資エネルギー班 1 物資・食糧・燃料の調達に関すること。 2 支援物資の受入、輸送に関すること。 3 輸送車両の確保に関すること。 ◎観光商工部（商工課、企業立地課）、農政部（農政課）、総務部（契約検査課）		
		医療救護班 1 応急医療の支援に関すること。 2 医療機関、医師会等との連絡調整に関すること。 3 遺体の処理、埋葬に関すること。 4 被災者の安否確認、問合せに関すること。 5 行方不明者の捜索への協力に関すること。 6 被災者等の健康管理への支援に関すること。 ◎健康福祉部（健康増進課）、市民部（市民課）		
		避難行動要支援者支援班 1 避難行動要支援者名簿に関すること。 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、国民年金課）、観光商工部（観光課）、教育委員会（学校教育課）		
		ボランティア対策班 1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 2 災害ボランティアセンター開設運営への協力に関すること ◎健康福祉部（地域福祉課）		
		地域対策班 1 地域住民への情報提供、支援物資配布・保管及び相談対応に関すること ◎市民部（市民協働課、市民センター）、企画政策部（各支所）、教育委員会（地区公民館、生涯学習センター）		

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																										
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	67～68	表3-3 各部各課の所掌業務	表3-3 各部各課の所掌業務	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映																										
		<table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="4">企画政策部</td><td>企画調整課 (<u>避難所運営班</u>)</td><td><u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国、検討に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること。</u></td></tr><tr><td>情報戦略課 (<u>総括班、広報・伝達班</u>)</td><td><u>1 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。</u> <u>2 情報伝達手段の確保に関すること。</u> <u>3 災害対策本部の情報システム環境の整備に関すること。</u> <u>4 情報流出防止等に関すること。</u> <u>5 通信機器等の確保に関すること。</u></td></tr><tr><td>シティプロモーション課 (<u>避難所運営班、広報・伝達班</u>)</td><td>1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 <u>3 避難所の開設運営に関すること。</u> 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 <u>5 災害時の交通機関の状況調査に関する</u> <u>こと。</u></td></tr><tr><td>秘書課 (<u>総括班</u>)</td><td><u>1 災害対策本部の補助に関すること。</u></td></tr></table>	部名		課名	事務分掌	企画政策部	企画調整課 (<u>避難所運営班</u>)	<u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国、検討に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること。</u>	情報戦略課 (<u>総括班、広報・伝達班</u>)	<u>1 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。</u> <u>2 情報伝達手段の確保に関すること。</u> <u>3 災害対策本部の情報システム環境の整備に関すること。</u> <u>4 情報流出防止等に関すること。</u> <u>5 通信機器等の確保に関すること。</u>	シティプロモーション課 (<u>避難所運営班、広報・伝達班</u>)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 <u>3 避難所の開設運営に関すること。</u> 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 <u>5 災害時の交通機関の状況調査に関する</u> <u>こと。</u>	秘書課 (<u>総括班</u>)	<u>1 災害対策本部の補助に関すること。</u>	<table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">企画政策部</td><td>企画調整課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに関すること。 3 国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。</td></tr><tr><td>情報政策課</td><td>1 インターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。</td></tr><tr><td></td><td>地域振興課</td><td>1 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。</td></tr><tr><td></td><td>秘書広聴課</td><td>1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 放送事業者である指定公共機関の及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての特報及び苦情、陳情、相談等の調整に関する こと。 6 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに関すること。 3 国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。	情報政策課	1 インターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。		地域振興課	1 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。		秘書広聴課	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 放送事業者である指定公共機関の及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての特報及び苦情、陳情、相談等の調整に関する こと。 6 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。
		部名	課名		事務分掌																									
		企画政策部	企画調整課 (<u>避難所運営班</u>)		<u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国、検討に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること。</u>																									
情報戦略課 (<u>総括班、広報・伝達班</u>)	<u>1 庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。</u> <u>2 情報伝達手段の確保に関すること。</u> <u>3 災害対策本部の情報システム環境の整備に関すること。</u> <u>4 情報流出防止等に関すること。</u> <u>5 通信機器等の確保に関すること。</u>																													
シティプロモーション課 (<u>避難所運営班、広報・伝達班</u>)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 <u>3 避難所の開設運営に関すること。</u> 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 <u>5 災害時の交通機関の状況調査に関する</u> <u>こと。</u>																													
秘書課 (<u>総括班</u>)	<u>1 災害対策本部の補助に関すること。</u>																													
部名	課名	事務分掌																												
企画政策部	企画調整課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに関すること。 3 国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。																												
	情報政策課	1 インターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2 庁内の情報システムの円滑な運用。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。																												
	地域振興課	1 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。																												
	秘書広聴課	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2 写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 放送事業者である指定公共機関の及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。 4 プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 5 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての特報及び苦情、陳情、相談等の調整に関する こと。 6 本部長の命ずる国民保護措置に関する こと。																												
	<table><tr><td rowspan="2">企画政策部</td><td rowspan="2">支所 (<u>地域対策班</u>)</td><td><u>1 所管区域内の被害調査、災害防止及び応急措置に関すること。</u> <u>2 区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。</u> <u>3 本部及び各部との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 災害対策本部（代替）設置に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 特殊標章の交付に関すること。</u> <u>6 所管区域内の災害に係る初期対応に</u> <u>関すること。</u> <u>7 地域の市民相談に関すること。</u> <u>8 住民への情報提供、支援物資の配布・保管に関すること。</u></td></tr><tr><td></td></tr></table>	企画政策部	支所 (<u>地域対策班</u>)	<u>1 所管区域内の被害調査、災害防止及び応急措置に関すること。</u> <u>2 区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。</u> <u>3 本部及び各部との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 災害対策本部（代替）設置に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 特殊標章の交付に関すること。</u> <u>6 所管区域内の災害に係る初期対応に</u> <u>関すること。</u> <u>7 地域の市民相談に関すること。</u> <u>8 住民への情報提供、支援物資の配布・保管に関すること。</u>		<table><tr><td rowspan="3">企画政策部</td><td>主市</td><td>総務課</td><td>1 本庁との連絡調整に関すること。 2 特殊標章の交付に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr><tr><td rowspan="2">支所</td><td>まちづくり推進課</td><td>1 区域内の国民保護措置に関する こと。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr><tr><td>住民福祉課</td><td>1 区域内の武力攻撃災害に係る初動対応に 関すること。 2 区域内の被災情報の収集に 関すること。 3 消防団との連絡調整に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr></table>	企画政策部	主市	総務課	1 本庁との連絡調整に関すること。 2 特殊標章の交付に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。	支所	まちづくり推進課	1 区域内の国民保護措置に関する こと。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。	住民福祉課	1 区域内の武力攻撃災害に係る初動対応に 関すること。 2 区域内の被災情報の収集に 関すること。 3 消防団との連絡調整に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。															
企画政策部	支所 (<u>地域対策班</u>)			<u>1 所管区域内の被害調査、災害防止及び応急措置に関すること。</u> <u>2 区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。</u> <u>3 本部及び各部との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>4 災害対策本部（代替）設置に関する</u> <u>こと。</u> <u>5 特殊標章の交付に関すること。</u> <u>6 所管区域内の災害に係る初期対応に</u> <u>関すること。</u> <u>7 地域の市民相談に関すること。</u> <u>8 住民への情報提供、支援物資の配布・保管に関すること。</u>																										
企画政策部	主市	総務課	1 本庁との連絡調整に関すること。 2 特殊標章の交付に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																											
	支所	まちづくり推進課	1 区域内の国民保護措置に関する こと。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																											
		住民福祉課	1 区域内の武力攻撃災害に係る初動対応に 関すること。 2 区域内の被災情報の収集に 関すること。 3 消防団との連絡調整に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																											
	<table><tr><td rowspan="4">財務部</td><td>財政課 (<u>避難所運営班</u>)</td><td><u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国民保護措置等の緊急予算措置に</u> <u>関すること。</u></td></tr><tr><td>税務課 (<u>避難所運営班</u>)</td><td>1 被災住宅の調査に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u></td></tr><tr><td>納税課 (<u>避難所運営班</u>)</td><td>1 税の減免及び猶予措置に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u></td></tr><tr><td>公共施設管理課 (<u>応急復旧班</u>)</td><td><u>1 災害応急住宅等の建設に関すること。</u> <u>2 公共建築物の安全確認、災害防止及び応急措置に</u> <u>関すること。</u> <u>3 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に</u> <u>関すること。</u> <u>4 被災住宅の応急危険度判定や二次調査に</u> <u>おいて、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に</u> <u>関すること。</u></td></tr></table>	財務部	財政課 (<u>避難所運営班</u>)	<u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国民保護措置等の緊急予算措置に</u> <u>関すること。</u>	税務課 (<u>避難所運営班</u>)	1 被災住宅の調査に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u>	納税課 (<u>避難所運営班</u>)	1 税の減免及び猶予措置に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u>	公共施設管理課 (<u>応急復旧班</u>)	<u>1 災害応急住宅等の建設に関すること。</u> <u>2 公共建築物の安全確認、災害防止及び応急措置に</u> <u>関すること。</u> <u>3 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に</u> <u>関すること。</u> <u>4 被災住宅の応急危険度判定や二次調査に</u> <u>おいて、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に</u> <u>関すること。</u>	<table><tr><td rowspan="3">財務部</td><td rowspan="2">財政課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に 関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに 関すること。 3 国民保護措置等に係る経費の緊急予算措置に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr><tr><td>税務課</td><td>1 被災住宅の調査に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr><tr><td>納税課</td><td>1 税の減免及び猶予措置に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。</td></tr><tr><td colspan="4">(新設)</td></tr></table>	財務部	財政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に 関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに 関すること。 3 国民保護措置等に係る経費の緊急予算措置に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。	税務課	1 被災住宅の調査に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。	納税課	1 税の減免及び猶予措置に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。	(新設)											
財務部	財政課 (<u>避難所運営班</u>)		<u>1 避難所の開設運営に関すること。</u> <u>2 国民保護措置等の緊急予算措置に</u> <u>関すること。</u>																											
	税務課 (<u>避難所運営班</u>)		1 被災住宅の調査に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u>																											
	納税課 (<u>避難所運営班</u>)		1 税の減免及び猶予措置に関すること。 <u>2 避難所の開設運営に関すること。</u>																											
	公共施設管理課 (<u>応急復旧班</u>)	<u>1 災害応急住宅等の建設に関すること。</u> <u>2 公共建築物の安全確認、災害防止及び応急措置に</u> <u>関すること。</u> <u>3 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に</u> <u>関すること。</u> <u>4 被災住宅の応急危険度判定や二次調査に</u> <u>おいて、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に</u> <u>関すること。</u>																												
財務部	財政課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に 関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロ・テーションに 関すること。 3 国民保護措置等に係る経費の緊急予算措置に 関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																												
		税務課	1 被災住宅の調査に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																											
	納税課	1 税の減免及び猶予措置に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に 関すること。																												
(新設)																														

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	68～69	総務部	<u>総務課（総括班、受援班）</u> 1 他市町村等への協力要請についての連絡調整に関すること。 2 被災者の輸送対策（輸送車両の確保を含む）に関すること。 3 自動車（本庁所属）の配車に関すること。 4 災害損失の補償事務に関すること。 5 物資・金銭等の寄付に関すること。 6 応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7 情報流出防止等に関すること。	総務課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 他市町村等への協力の求めについての連絡調整に関すること。 5 損失補償に係る事務に関すること。 6 応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7 被災者及び緊急物資等の輸送対策に関すること。 8 自動車（本庁所属）の配車に関すること。 9 通信機器等の確保に関すること。 10 庁舎及びこれらの付属施設等の被害調査及び安全確保に関すること。 11 被災者情報及び安否情報の個人情報の取扱に関すること。 12 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			<u>人事課（総括班、受援班）</u> 1 災害時における職員の勤務体制に関すること。 2 国・県・他市等の派遣職員の受け入れに関すること。 3 対応要員の安全確保について。 4 災害従事職員の健康相談に関すること。 5 職員の宿泊及び食糧確保に関すること。 6 職員の安否確認に関すること。	人事課	1 武力攻撃災害時における職員の動員及び調整に関すること。 2 職員の非常召集に関すること。 3 国・県に対する職員の派遣の要請及び派遣のあっせんについての要請の求めに関すること。 4 職員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。 5 職員の宿泊、食料確保及び福利厚生に関すること。 6 職員の安否情報等に関すること。 7 対応要員の安全確保について。 8 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			<u>契約検査課（物資エネルギー班）</u> 1 応急物資の調達に関すること。	契約検査課	1 緊急物資等の調達、受け入れ及び配布に関すること。 2 各種緊急物資等の確保・調達に係る取りまとめに関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		市民部	<u>危機管理課（総括班）</u> 1 国民保護協議会に関すること。 2 国・県・他市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡調整に関すること。 3 総合的災害対策の策定調整に関すること。 4 被害者台帳の整備に関すること。 5 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 6 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 7 県・自衛隊等関係機関への派遣要請に関すること。 8 警察署・消防本部・消防団との連絡調整に関すること。 9 災害情報の収集・被害状況の整理報告に関すること。 10 避難情報（防災メール）の伝達に関すること。 11 職員の非常召集に関すること。 12 記者会見等への対応に関すること。 13 罹災証明の発行に関すること。	防災安全課	1 自衛隊の国民保護等派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 2 国・県・他市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡調整に関すること。 3 被災情報の取りまとめ及び被害状況の整理報告に関すること。 4 警察署との連絡に関すること。 5 若松広域消防本部との連絡に関すること。 6 消防団の派遣調整に関すること。	
			<u>市民協働課（地域対策班）</u> 1 区長会への情報提供に関すること。 2 コミュニティセンターとの連絡調整に関すること。 3 コミュニティセンターへの自主避難者への対応に関すること。 4 避難先地域等における消費者保護対策に関すること。		1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡要請に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 被災情報の収集・整理に関すること。 4 被災地における環境汚染の応急対策に関すること。 5 生活交通関係の被害の調査に関すること。 6 避難先地域等における消費者保護対策に関すること。 7 町内会との連絡・調整に関すること。 8 住民からの相談に関すること。 9 特殊標章の交付に関すること。 10 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 11 その他防災安全課担当業務の補助に関すること。	
			<u>環境共生課（応急復旧班）</u> 1 一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に関すること。 2 災害廃棄物処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 産業廃棄物の処理に関すること。 5 公害の調査及び処理に関すること。 6 特殊標章の交付に関すること。	環境生活課	1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡要請に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3 被災情報の収集・整理に関すること。 4 被災地における環境汚染の応急対策に関すること。 5 生活交通関係の被害の調査に関すること。 6 避難先地域等における消費者保護対策に関すること。 7 町内会との連絡・調整に関すること。 8 住民からの相談に関すること。 9 特殊標章の交付に関すること。 10 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 11 その他防災安全課担当業務の補助に関すること。	
			<u>環境共生課（応急復旧班）</u> 1 一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に関すること。 2 災害廃棄物処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 産業廃棄物の処理に関すること。 5 公害の調査及び処理に関すること。 6 特殊標章の交付に関すること。	廃棄物対策課	1 一般廃棄物の収集運搬及び処理調整に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 3 その他防災安全課担当業務の補助に関すること。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	69～70	市民部	市民課（医療救護班） 市民センター（地域対策班）	市民課 市民センター	1 死体の搜索、収容、処理、埋葬等に関すること。 2 安否情報の収集に関すること。 3 安否情報の取りまとめ、整理・報告・照会・回答に関すること。 4 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 5 その他防災安全課担当業務の補助に関すること。 1 区域内の国民保護措置に関すること。 2 区域内の被害調査に関すること。 3 区域内の関係外部機関への協力要請連絡調整に関すること。 4 本部及び各部との連絡調整に関すること。 5 特殊標章の交付に関すること。 6 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映
		健康福祉部	地域福祉課（避難行動要支援者支援班、ボランティア対策班） 障がい者支援課（避難行動要支援者支援班） 高齢福祉課（避難行動要支援者支援班） こども家庭課（避難行動要支援者支援班） こども保育課（避難行動要支援者支援班） 国保年金課（避難行動要支援者支援班）	健康福祉部 社会福祉課 （新設） 高齢福祉課 児童家庭課 国保年金課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロケーションに関すること。 3 被災者に対する救援に関すること。 4 義援金及び緊急物資等の受付及び配分に関すること。 5 被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び援護に関すること。 7 被災者の福祉対策に関すること。 8 避難住民等の炊出しに関すること。 9 ボランティア活動等に関すること。 10 日本赤十字社との連絡、調整に関すること。 11 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 1 老人福祉施設及び老人保健施設の被害調査及び援護に関すること。 2 被災地区における要保護老人及び在宅老人の救援に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 1 児童福祉施設等の被害調査及び援護に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 1 住民の避難誘導、避難施設及び一時集合場所に関すること。（避難所の開設・運営、避難所における安否情報の収集、避難所における武力攻撃災害時要援護者対策） 2 国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	70～71	健康福祉部 健康増進課（医療救護班） 1 <u>災害時における応急医療及び助産への支援に関すること。</u> 2 医療品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 <u>医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会及び栄養士会との連絡調整に関すること。</u> 4 被災地の衛生指導に関すること。 5 衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6 <u>被災地における感染症の予防に関すること。</u> 7 <u>避難所における健康指導に関すること。</u> 8 <u>食糧品の調達に関すること。</u> 9 毒物及び劇物に関すること。 10 <u>医療機関との連絡に関すること。</u> 11 簡易水道等の安全確保に関すること。 12 <u>医療機関の被害調査及びその対策に関すること。</u> 13 <u>遺体の処理に関すること。</u> 14 <u>保健センターとの連絡調整に関すること。</u> 15 <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養に関すること。</u>	健康福祉部 健康増進課 1 医療の提供および助産に関すること。 2 医療品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 医療機関の被害調査及び援護に関すること。 4 被災地の衛生指導に関すること。 5 衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 国、県、他市町村の医療機関関係（医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関、その他医療機関等）との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 8 被災者の健康管理及びメンタルヘルスマネジメントに関すること。 9 毒物及び劇物に関すること。 10 動物（ペット）援護対策に関すること。 11 簡易水道等の安全確保に関すること。 12 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映
		観光商工部 観光課（避難行動要支援者支援班） 1 <u>観光業者の被害調査及びその対策に関すること。</u> 2 <u>帰宅困難者、観光客等一時滞留者、外国人の対策に関すること。</u> 3 <u>観光施設の被害調査及びその応急措置に関すること。</u> 商工課（物資エネルギー班） 1 <u>調達物資（支援物資を含む）のあつせん、仕分け、管理及び配送に関すること。</u> 2 商工業者の被害調査及びその対策に関すること。 3 <u>エネルギーの調達に関すること。</u> 4 <u>輸送車両の確保に関すること。</u> 企業立地課（物資エネルギー班） 1 <u>調達物資（支援物資を含む）のあつせん、仕分け、管理及びその対策に関すること。</u> 2 <u>誘致企業の被害調査及びその対策に関すること。</u> 3 <u>工業団地の被害調査及びその対策に関すること。</u>	観光商工部 観光課 1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内の対応要員の確保及びロケーションに関すること。 3 観光業者の被害の調査及びその対策に関すること。 4 観光客の対策に関すること。 5 <u>観光施設の被害の調査及び応急の復旧に関すること。</u> 6 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 商工課 1 緊急物資のあつせん、配布に関すること。 2 商工業者の被害の調査及びその対策に関すること。 3 労務供給に関すること。 4 工業団地、物資団地のインフラ設備及び商工関係施設の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 5 避難住民等の救援のための食料品他、生活必需品の調達に関すること。 6 被災事業者への各種資金提供及びあつせんに関すること。 7 物資の調達及び配送に係る調整に関すること。 8 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 （新設）	
		農政部 農政課（物資エネルギー班） 1 <u>調達物資（支援物資を含む）のあつせん、仕分け、管理及び配送に関すること。</u> 2 <u>農業災害状況の調査及びその対策に関すること。</u> 3 <u>家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。</u> 4 食糧品の調達に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 家畜救護対策に関すること。 農林課（応急復旧班） 1 <u>農道、林道その他の農林業施設の被害調査及びその応急措置に関すること。</u> 2 農地及び林地の被害調査及びその対策に関すること。 3 <u>土地改良区との連絡調整に関すること。</u>	農政部 農政課 1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とロケーションに関すること。 3 農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 4 避難住民等のための食糧品（農産物、畜産物）の調達に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 家畜救護対策に関すること。 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。 農林課 1 農林業をはじめ農林業施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 農地及び林地の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																																								
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	71～72	<table><tr><td>建設部</td><td><table><tr><td>都市計画課 <u>(応急復旧班)</u></td><td><u>1 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u></td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急措置と対策</u>に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u>こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>開発管理課 (応急復旧班)</u></td><td>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。 <u>3 応急復旧に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>道路課 (応急復旧班)</u></td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び<u>その応急復旧措置</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急措置並びに通行路線の決定</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>建築住宅課 (応急復旧班)</u></td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u>こと。 3 <u>災害応急住宅等</u>の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u>こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u>こと。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>公設地方卸売市場</td><td><u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table></td></tr><tr><td>建設部</td><td><table><tr><td>都市計画課</td><td><u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u>こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u>こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>花と緑の課</td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>区画整理課</td><td><u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路建設課</td><td><u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路維持課</td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の<u>土木施設</u>の被害調査及び<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u>こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>建築課</td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u>こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table></td><td>市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映</td></tr><tr><td>会計管理者</td><td>会計課 (総括班)</td><td>1 応急時の経理出納に関すること。 <u>2 災害救助基金の出納に関する</u>こと。 <u>3 災害対策本部の補助に関する</u>こと。</td><td><table><tr><td>会計課</td><td>1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u>こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table></td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>教育総務課 (避難所運営班)</td><td><u>1 教育関係職員の福利厚生に関する</u>こと。 <u>2 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関する</u>こと。</td><td><table><tr><td>教育委員会総務課</td><td><u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u>こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u>こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u>こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table></td></tr></table>	建設部	<table><tr><td>都市計画課 <u>(応急復旧班)</u></td><td><u>1 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u></td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急措置と対策</u>に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u>こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>開発管理課 (応急復旧班)</u></td><td>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。 <u>3 応急復旧に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>道路課 (応急復旧班)</u></td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び<u>その応急復旧措置</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急措置並びに通行路線の決定</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>建築住宅課 (応急復旧班)</u></td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u>こと。 3 <u>災害応急住宅等</u>の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u>こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u>こと。</td></tr></table>	都市計画課 <u>(応急復旧班)</u>	<u>1 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。	<u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u>	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急措置と対策</u> に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u> こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u> こと。	<u>開発管理課 (応急復旧班)</u>	1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。 <u>3 応急復旧に関する</u> こと。	<u>道路課 (応急復旧班)</u>	1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び <u>その応急復旧措置</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急措置並びに通行路線の決定</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u> こと。	<u>建築住宅課 (応急復旧班)</u>	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u> こと。 3 <u>災害応急住宅等</u> の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u> こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u> こと。	<table><tr><td>公設地方卸売市場</td><td><u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	公設地方卸売市場	<u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	建設部	<table><tr><td>都市計画課</td><td><u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u>こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u>こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>花と緑の課</td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>区画整理課</td><td><u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路建設課</td><td><u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路維持課</td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の<u>土木施設</u>の被害調査及び<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u>こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>建築課</td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u>こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	都市計画課	<u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u> こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u> こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	花と緑の課	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	区画整理課	<u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	道路建設課	<u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	道路維持課	1 一般道路、橋りょう、河川その他の <u>土木施設</u> の被害調査及び <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u> こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	建築課	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u> こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映	会計管理者	会計課 (総括班)	1 応急時の経理出納に関すること。 <u>2 災害救助基金の出納に関する</u> こと。 <u>3 災害対策本部の補助に関する</u> こと。	<table><tr><td>会計課</td><td>1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u>こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	会計課	1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u> こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	教育委員会	教育総務課 (避難所運営班)	<u>1 教育関係職員の福利厚生に関する</u> こと。 <u>2 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関する</u> こと。	<table><tr><td>教育委員会総務課</td><td><u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u>こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u>こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u>こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	教育委員会総務課	<u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u> こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u> こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u> こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。
		建設部	<table><tr><td>都市計画課 <u>(応急復旧班)</u></td><td><u>1 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u></td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急措置と対策</u>に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u>こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>開発管理課 (応急復旧班)</u></td><td>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u>こと。 <u>3 応急復旧に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>道路課 (応急復旧班)</u></td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び<u>その応急復旧措置</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急措置並びに通行路線の決定</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u>こと。</td></tr><tr><td><u>建築住宅課 (応急復旧班)</u></td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急措置</u>に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u>こと。 3 <u>災害応急住宅等</u>の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u>こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u>こと。</td></tr></table>	都市計画課 <u>(応急復旧班)</u>	<u>1 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。	<u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u>	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急措置と対策</u> に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u> こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u> こと。	<u>開発管理課 (応急復旧班)</u>	1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。 <u>3 応急復旧に関する</u> こと。	<u>道路課 (応急復旧班)</u>	1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び <u>その応急復旧措置</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急措置並びに通行路線の決定</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u> こと。	<u>建築住宅課 (応急復旧班)</u>	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u> こと。 3 <u>災害応急住宅等</u> の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u> こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u> こと。	<table><tr><td>公設地方卸売市場</td><td><u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	公設地方卸売市場	<u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																												
		都市計画課 <u>(応急復旧班)</u>	<u>1 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。																																									
		<u>まちづくり整備課 (応急復旧班、避難所運営班)</u>	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急措置と対策</u> に関すること。 2 <u>避難場所</u> (公園) の施設に関すること。 <u>3 都市公園施設の避難所 (長期含む) としての緊急利用に関する</u> こと。 <u>4 避難所の開設運営に関する</u> こと。																																									
<u>開発管理課 (応急復旧班)</u>	1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 <u>2 都市施設の災害防止策に関する</u> こと。 <u>3 応急復旧に関する</u> こと。																																											
<u>道路課 (応急復旧班)</u>	1 一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及び <u>その応急復旧措置</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急措置並びに通行路線の決定</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>7 水防関係通報の受領及び通報に関する</u> こと。																																											
<u>建築住宅課 (応急復旧班)</u>	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急措置</u> に関すること。 <u>2 住宅の応急危険度の判定に関する</u> こと。 3 <u>災害応急住宅等</u> の建設に関すること。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>6 建築士会との連絡調整に関する</u> こと。 <u>7 被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関する</u> こと。																																											
公設地方卸売市場	<u>1 副食品等食料品の調達あっせんに関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
建設部	<table><tr><td>都市計画課</td><td><u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u>こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u>こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u>こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>花と緑の課</td><td>1 都市公園の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>区画整理課</td><td><u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路建設課</td><td><u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u>こと。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>道路維持課</td><td>1 一般道路、橋りょう、河川その他の<u>土木施設</u>の被害調査及び<u>応急の復旧</u>に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び<u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u>に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u>こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u>こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr><tr><td>建築課</td><td>1 市営住宅の被害調査及びその<u>応急の復旧</u>に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u>こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	都市計画課	<u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u> こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u> こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	花と緑の課	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	区画整理課	<u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	道路建設課	<u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	道路維持課	1 一般道路、橋りょう、河川その他の <u>土木施設</u> の被害調査及び <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u> こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	建築課	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u> こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映																														
都市計画課	<u>1 部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 部内における対応要員の確保とロケーションに関する</u> こと。 <u>3 都市施設の被災防止策に関する</u> こと。 <u>4 被災建築物の相談に関する</u> こと。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
花と緑の課	1 都市公園の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 一時集会所 (公園) の施設に関すること。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
区画整理課	<u>1 区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 <u>2 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
道路建設課	<u>1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の被害調査及びその応急の復旧に関する</u> こと。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 3 応急措置に要する車両 (特殊) の確保に関すること。 <u>4 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
道路維持課	1 一般道路、橋りょう、河川その他の <u>土木施設</u> の被害調査及び <u>応急の復旧</u> に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び <u>応急の復旧並びに通行路線の調整</u> に関すること。 <u>3 緊急輸送路に関する</u> こと。 4 除雪対策に関すること。 <u>5 応急の復旧に要する車両 (特殊) の確保に関する</u> こと。 6 砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>7 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
建築課	1 市営住宅の被害調査及びその <u>応急の復旧</u> に関すること。 <u>2 公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 3 <u>応急仮設住宅の建設に関する</u> こと。 4 市営住宅の一時使用に関すること。 <u>5 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
会計管理者	会計課 (総括班)	1 応急時の経理出納に関すること。 <u>2 災害救助基金の出納に関する</u> こと。 <u>3 災害対策本部の補助に関する</u> こと。	<table><tr><td>会計課</td><td>1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u>こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	会計課	1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u> こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																							
会計課	1 応急の経理出納に関すること。 <u>2 緊急物資等の出納保管に関する</u> こと。 <u>3 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											
教育委員会	教育総務課 (避難所運営班)	<u>1 教育関係職員の福利厚生に関する</u> こと。 <u>2 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関する</u> こと。	<table><tr><td>教育委員会総務課</td><td><u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u>こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u>こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u>こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u>こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u>こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u>こと。</td></tr></table>	教育委員会総務課	<u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u> こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u> こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u> こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																							
教育委員会総務課	<u>1 委員会内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関する</u> こと。 <u>2 委員会内での対応要員の確保及びロケーションに関する</u> こと。 <u>3 教育施設の被害調査及び応急の復旧に関する</u> こと。 <u>4 教育施設の緊急利用に関する</u> こと。 <u>5 教育関係職員の非常召集及び動員に関する</u> こと。 6 教育関係職員の福利厚生に関すること。 7 教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 <u>8 本部長の命ずる国民保護措置に関する</u> こと。																																											

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案		現行		修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	72	教育委員会	学校教育課 (<u>避難行動要支援者支援班</u>)	1 児童・生徒の避難に関すること。 2 児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災児童・生徒の応急教育に関すること。 4 <u>学校教職員との連絡調整に関すること。</u> 5 <u>被災した児童生徒</u> の健康管理及び学校給食に関すること。 6 被災地域の学校教育の確保に関すること。	1 児童・生徒の避難に関すること。 2 児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災児童・生徒の応急教育に関すること。 4 教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 5 被災児童・生徒の健康管理及び学校給食に関すること。 6 市立学校の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 7 被災地域の学校教育の確保に関すること。 8 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映
			学校施設給食課(避難所運営班)	1 教育施設の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。 2 教育施設の避難所としての緊急利用に関すること。 3 避難所の開設運営に関すること。 4 教育施設の被害の調査に関すること。	(新設)	
			文化スポーツ課(避難所運営班、 <u>応急復旧班</u>)	1 文化財の被害調査及び <u>その</u> 応急措置に関すること。 2 <u>災害広報</u> に関すること。 3 文化施設の緊急利用に関すること。 4 文化施設の安全確認、災害防止及び <u>応急措置</u> に関すること。 5 社会体育施設の被害調査及び <u>その</u> 応急措置に関すること。 6 <u>スポーツ施設の避難所(長期含む)</u> としての緊急利用に関すること。 7 避難所の開設運営に関すること。	1 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			地区公民館(地域対策班)	1 避難場所(避難所)の運営に関すること。 2 支援物資の配布・保管に関すること。 3 自主避難所の受入に関すること。	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			生涯学習センター(総括班、 <u>地域対策班</u>)	1 社会教育施設の被害調査及び <u>その</u> 応急措置に関すること。 2 地域への情報提供に関すること。 3 災害対策本部(代替)設置に関すること。 4 災害対策本部の補助に関すること。 5 避難場所(避難所)の運営に関すること。(中央公民館神指分館) 6 支援物資の配布・保管に関すること。(中央公民館神指分館) 7 自主避難者の受入に関すること。(中央公民館神指分館)	1 社会教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		議会	議会事務局(総括班)	1 <u>議員との連絡調整</u> に関すること。 2 <u>災害対策本部の補助</u> に関すること。	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			選挙管理委員会事務局(総括班)	1 <u>災害対策本部の補助</u> に関すること。	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		監査委員	監査事務局(総括班)	1 <u>災害対策本部の補助</u> に関すること。	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
			農業委員会事務局(総括班)	1 農業被害調査及び <u>その</u> 応急措置に関すること。 2 被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 <u>災害対策本部の補助</u> に関すること。	1 農業被害調査及び <u>その</u> 応急の復旧に関すること。 2 被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	
		議会事務局	議会事務局			
			選挙管理委員会事務局			
		監査事務局	監査事務局			
			農業委員会事務局			

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由																
第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	73	<table><tr><td rowspan="3">上下水道局</td><td>総務課（応急復旧班）</td><td><u>1 緊急応援要請及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。</u></td></tr><tr><td>経営企画課（応急復旧班）</td><td><u>1 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。</u> <u>2 災害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。</u></td></tr><tr><td>上水道施設課（応急復旧班）</td><td><u>1 水道施設の被害調査及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 水道管路の被害調査及びその応急措置並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。</u> <u>3 飲料水の確保及び供給に関すること。</u></td></tr></table>	上下水道局	総務課（応急復旧班）	<u>1 緊急応援要請及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。</u>	経営企画課（応急復旧班）	<u>1 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。</u> <u>2 災害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。</u>	上水道施設課（応急復旧班）	<u>1 水道施設の被害調査及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 水道管路の被害調査及びその応急措置並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。</u> <u>3 飲料水の確保及び供給に関すること。</u>	<table><tr><td rowspan="4">水道部</td><td>水道部総務課</td><td>1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。 6 水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>浄水課</td><td>1 浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>施設課</td><td>1 配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr><tr><td>料金課</td><td>1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	水道部	水道部総務課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。 6 水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	浄水課	1 浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	施設課	1 配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	料金課	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。	市地域防災計画との整合及び組織体制等の変更に伴う反映
		上下水道局		総務課（応急復旧班）	<u>1 緊急応援要請及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。</u>															
				経営企画課（応急復旧班）	<u>1 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。</u> <u>2 災害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。</u>															
			上水道施設課（応急復旧班）	<u>1 水道施設の被害調査及びその応急措置に関すること。</u> <u>2 水道管路の被害調査及びその応急措置並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。</u> <u>3 飲料水の確保及び供給に関すること。</u>																
水道部	水道部総務課	1 部内各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2 部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3 飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4 市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5 水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。 6 水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 7 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
	浄水課	1 浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
	施設課	1 配給水管の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2 飲料水に関すること。 3 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
	料金課	1 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
<table><tr><td>上下水道局</td><td>下水道施設課（応急復旧班）</td><td><u>1 下水道施設の被害調査及びその災害防止と応急復旧措置に関すること。</u> <u>2 雨水幹線に関する雨水の応急対策に関すること。</u></td></tr></table>	上下水道局	下水道施設課（応急復旧班）	<u>1 下水道施設の被害調査及びその災害防止と応急復旧措置に関すること。</u> <u>2 雨水幹線に関する雨水の応急対策に関すること。</u>	<table><tr><td>建設部</td><td>下水道課</td><td><u>1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。</u> 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。</td></tr></table>	建設部	下水道課	<u>1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。</u> 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。													
上下水道局	下水道施設課（応急復旧班）	<u>1 下水道施設の被害調査及びその災害防止と応急復旧措置に関すること。</u> <u>2 雨水幹線に関する雨水の応急対策に関すること。</u>																		
建設部	下水道課	<u>1 下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。</u> 2 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。																		
<table><tr><td>避難行動要支援者支援班</td><td><u>1 避難行動要支援者名簿</u>に関すること。 <u>2 避難行動要支援者</u>に対する情報伝達に関すること。 <u>3 避難行動要支援者</u>の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u>に関すること。</td></tr></table>	避難行動要支援者支援班	<u>1 避難行動要支援者名簿</u> に関すること。 <u>2 避難行動要支援者</u> に対する情報伝達に関すること。 <u>3 避難行動要支援者</u> の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u> に関すること。	<table><tr><td>武力攻撃災害時要援護者支援班</td><td><u>1 避難支援プラン</u>に関すること。 <u>2 武力攻撃災害時要援護者</u>に対する情報伝達に関すること。 <u>3 武力攻撃災害時要援護者</u>の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u>に関すること。</td></tr></table>	武力攻撃災害時要援護者支援班	<u>1 避難支援プラン</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害時要援護者</u> に対する情報伝達に関すること。 <u>3 武力攻撃災害時要援護者</u> の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u> に関すること。															
避難行動要支援者支援班	<u>1 避難行動要支援者名簿</u> に関すること。 <u>2 避難行動要支援者</u> に対する情報伝達に関すること。 <u>3 避難行動要支援者</u> の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u> に関すること。																			
武力攻撃災害時要援護者支援班	<u>1 避難支援プラン</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害時要援護者</u> に対する情報伝達に関すること。 <u>3 武力攻撃災害時要援護者</u> の避難支援に関すること。 <u>4 福祉避難所</u> に関すること。																			
<table><tr><td>会津若松市消防団</td><td><u>1 住民の避難誘導</u>に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u>に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u>に関すること。</td></tr></table>	会津若松市消防団	<u>1 住民の避難誘導</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u> に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u> に関すること。	<table><tr><td>会津若松市消防団</td><td><u>1 住民の避難誘導</u>に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u>に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u>に関すること。</td></tr></table>	会津若松市消防団	<u>1 住民の避難誘導</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u> に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u> に関すること。															
会津若松市消防団	<u>1 住民の避難誘導</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u> に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u> に関すること。																			
会津若松市消防団	<u>1 住民の避難誘導</u> に関すること。 <u>2 武力攻撃災害（消火・救助活動）</u> に関すること。 <u>3 その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助</u> に関すること。																			
注：表中のゴシック文字については、平素において所管していない業務が、対策本部設置後に移管されて行うことを意味する。																				
	75	3 市対策本部の廃止（略） ウ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、必要と認めたときは、 <u>緊急事態連絡室</u> 等の体制をとる。	3 市対策本部の廃止（略） ウ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、必要と認めたときは、 <u>特別警戒本部</u> 等の体制をとる。	用語変更																

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携	7 7	1 国対策本部及び県対策本部等との連携【<u>危機管理課</u>】 (略) (2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	1 国対策本部及び県対策本部等との連携【<u>防災安全課</u>】 (略) (2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携 市は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。 <u>(新設)</u>	国指針の変更に伴う反映
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	8 2 ～ 8 3	第1 警報の伝達等 (略) 2 警報の内容の伝達方法【<u>危機管理課、シティプロモーション課</u>、関係各課等】 (1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワーク (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 ① 原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起をした後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 (略) <u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	第1 警報の伝達等 (略) 2 警報の内容の伝達方法【<u>防災安全課、秘書広聴課</u>、関係各課等】 (1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により情報を伝達する。 ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 ① 原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起をした後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 (略) <u>(新設)</u>	国指針の変更に伴う変更

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	83	(2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 <u>この場合において、消防本部は保有する車両・警備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</u> (略) イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や<u>避難行動要支援者等</u>に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。 (略) (3) 警報の内容の伝達に<u>おいては</u>、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉関係の各部各課との連携の上、災害時への対応として作成する<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用することなどにより、<u>避難行動要支援者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 この場合、病院、老人福祉会、介護施設及び保育所のその他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。	(2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 <u>(新設)</u> (略) イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。 (略) (3) 警報の内容の伝達に<u>当たって</u>は、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉関係の各部各課との連携の上、災害時への対応として作成する<u>避難支援プラン</u>を活用することなどにより、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。 この場合、病院、老人福祉会、介護施設及び保育所のその他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。	国指針の変更に伴う反映 用語変更
	86	第2 避難住民の誘導等 (略) 2 知事の避難の指示に当たっての協力等 (略) イ 市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、<u>表3-4</u>の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。	第2 避難住民の誘導等 (略) 2 知事の避難の指示に当たっての協力等 (略) イ 市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、<u>表3-3</u>の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。	誤記修正

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	8 8	4 避難実施要領の策定等【<u>危機管理課</u>】 (略) (2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。 (略) カ <u>要支援者の避難方法の決定</u> (<u>避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置</u>) ① <u>避難行動要支援者名簿登録者</u>及び避難方法の把握 ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等 ③ 市対策本部における<u>避難行動要支援者支援班</u>等の設置	4 避難実施要領の策定等【<u>防災安全課</u>】 (略) (2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。 (略) カ <u>武力攻撃災害時要援護者の避難方法</u> ① 避難支援プラン登録者及び避難方法の把握 ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等 ③ 市対策本部における<u>武力攻撃災害時要援護者支援班</u>等の設置	国指針及び用語の変更に伴う反映
	9 3	5 避難住民の誘導 (略) (2) 消防機関の活動 ア 若松広域消防本部の活動 ① 若松広域消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、<u>要所に</u>消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による<u>運送</u>を行なう等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (略) イ 消防団の活動 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、若松広域消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と<u>連携した</u>避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	5 避難住民の誘導 (略) (2) 消防機関の活動 ア 若松広域消防本部の活動 ① 若松広域消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ当該活動に支障のない範囲で、市長の定める避難実施要領に基づき、<u>必要な場所に</u>消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による輸送を行なう等保有する装備を有効活用し、避難住民の誘導を行う。 (略) イ 消防団の活動 消防団は、市長の指揮により若松広域消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と<u>協力し</u>避難住民の誘導を行うとともに、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留等の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、若松広域消防本部と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。	国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	94	(6) 高齢者等への配慮【<u>地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、関係各課等</u>】 ア 市長は、高齢者、障がい者等の避難を<u>万全</u>に行うため、<u>避難行動要支援者支援班</u>を設置し、市社会福祉協議会、<u>民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする</u>（「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、<u>民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある</u>）。 (略) (7) <u>大規模集客施設等における避難</u>市は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	(6) 高齢者等への配慮【<u>社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課、関係各課等</u>】 ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を<u>円滑</u>に行うため、<u>別に定める災害時要援護者避難支援者プランに基づき、武力攻撃災害時要援護者支援班</u>を設置し、市社会福祉協議会、<u>民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u> (略) <u>(新設)</u>	国指針の変更に伴う反映
	96	<u>7 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項</u> (1) <u>弾道ミサイル攻撃の場合</u> ア <u>弾道ミサイル攻撃においては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)</u> イ <u>以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の支持及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</u> ① <u>対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると</u><u>の警報を発令、避難措置を指示。</u>	<u>(新設)</u>	国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	96	対策本部長 <u>警報の発令、避難措置の指示</u> <u>(その他、記者会見等による国民への情報提供)</u> 知事 <u>避難の指示</u> 市長 <u>避難実施要領の策定</u> ② <u>実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令。</u> ※ <u>弾道ミサイルについては、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの制度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u> <u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合にはすべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u> (2) <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</u> ア <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の支持、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</u>	(新設)	国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	9 7	<u>イ その際、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</u> <u>ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</u> <u>① 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応</u> <u>「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。</u> <u>② 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応</u> <u>当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。</u>	(新設)	国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	97	<u>特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。</u> ※ <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様もさまざまであるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</u> <u>特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物資等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</u> (3) <u>着上陸侵攻の場合</u> <u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。</u> <u>このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき非難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。</u>	(新設)	国指針の変更に伴う反映
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援	100	2 関係機関との連携【<u>危機管理課</u>、総務課、<u>地域福祉課</u>、関係各課】(略) (3) 日本赤十字社福島県支部との連携 市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が「<u>救援又はその応援の実施に関する協定書</u>」に基づき日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。	2 関係機関との連携【<u>防災安全課</u>、総務課、<u>社会福祉課</u>、関係各課】(略) (3) 日本赤十字社福島県支部との連携 市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。	県計画の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援	101	3 救援の内容【<u>危機管理課</u>、関係各課】 (1) 救援の基準等 ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3 救援の内容【<u>防災安全課</u>、関係各課】 (1) 救援の基準等 ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	所管省庁の変更に伴う反映
第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供	102	1 安否情報の収集【市民課、教育委員会、国保年金課、関係各課】 (1) 安否情報の収集 ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、若松広域消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 <u>(削除)</u> イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	1 安否情報の収集【市民課、教育委員会、国保年金課、関係各課】 (1) 安否情報の収集 ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、若松広域消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 <u>市が、安否情報を収集する場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集様式(様式第1号、第2号)」とするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安否情報報告書(様式第3号)」によるものとする。</u> イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票等</u>、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	文言整理によるもの 法改正による反映
	102	2 県に対する報告【市民課】 市は、<u>県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メールで県に送付する。</u>	2 県に対する報告【市民課】 市は、<u>県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を、原則として、電子メールにより送付する。</u>	国指針の変更に伴う反映

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由
第3編 武力攻撃事態等への 対処 第6章 安否情報 の収集・提 供	1 0 3	ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、 口頭や電話などで報告を行う。 3 安否情報の照会に対する回答【市民課、関係各課等】 (略) (2) 安否情報の回答 ア 市は、安否情報の照会を行う者について、身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」を交付する。 この場合、安否情報回答書の写しを市文書取扱規則に基づき保管する。 イ 電話、メール等により照会を受けた場合には、住民基本台帳ネットワークを活用して、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。 ウ 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。 ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人が住民登録している市区町村に確認する。	ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、 電話等により報告を行う。 3 安否情報の照会に対する回答【市民課、関係各課等】 (略) (2) 安否情報の回答 ア 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係るものが避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ① 市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う。 ② 電話、ファックス、電子メール等による照会 市長が適当と認める方法により本人確認を行う。 イ 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときにおいて、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。 ウ 市は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。	県計画の変更に伴う追加

会津若松市国民保護新旧対照表

冊子	頁	変更案	現行	修正理由												
第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処	1 1 2 ～ 1 1 3	第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等 (略) 2 危険物物資等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除【<u>危機管理課</u>、関係各課】 (1) 危険物質等に関する措置命令 ア 市長等は、<u>武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、国民保護法施行令第28条で定めるものの（以下、「危険物質等」という。）</u>に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。 (略) 表3-7 危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置 <table><tr><th>物質の種類</th><th>区分</th><th>命令者</th><th>措置の内容</th></tr><tr><td>消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上の者に限る。）</td><td>市の区域に設置される製造所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの</td><td>市長（本市の場合、会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者）</td><td>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）</td></tr></table>	物質の種類	区分	命令者	措置の内容	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上の者に限る。）	市の区域に設置される製造所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	市長（本市の場合、会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）	第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等 (略) 2 危険物物資等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除【<u>防災安全課</u>、関係各課】 (1) 危険物質等に関する措置命令 ア 市長等は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。 なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。 (略) 表3-7 危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置 <table><tr><th>対象及び命令者</th><th>措置の内容</th></tr><tr><td>1 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに対する会津若松広域市町村圏整備組合に関する規定により、当該市町村を管轄する当該組合の管理者の行う措置（国民保護法施行令第29条）</td><td>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）</td></tr></table>	対象及び命令者	措置の内容	1 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに対する会津若松広域市町村圏整備組合に関する規定により、当該市町村を管轄する当該組合の管理者の行う措置（国民保護法施行令第29条）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）	危険物質等に関する措置命令の明確化
物質の種類	区分	命令者	措置の内容													
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上の者に限る。）	市の区域に設置される製造所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	市長（本市の場合、会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）													
対象及び命令者	措置の内容															
1 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに対する会津若松広域市町村圏整備組合に関する規定により、当該市町村を管轄する当該組合の管理者の行う措置（国民保護法施行令第29条）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物物資等の製造、運搬又は消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）															